

事 務 連 絡
令和3年(2021年)7月28日

近畿農政局農村振興部農地整備課
多面的機能支払推進室長 様

滋賀県農政水産部農村振興課長

多面的機能支払交付金にかかる都道府県中間評価報告書(案)の提出について

このことについて、令和3年6月1日付けで発出のありました事務連絡に基づき、別紙のとおり提出します。

なお、当該報告書の内容については、滋賀県農村振興交付金制度審議会(都道府県第三者機関)の開催時期(毎年度2月実施)にあわないため、事務局案として提出することを申し添えます。

【担当】

滋賀県農政水産部農村振興課
地域資源活用推進室 水谷、宮森
TEL 077-528-3962
FAX 077-528-4888
E-mail miyamori-masahiro@pref.shiga.lg.jp

多面的機能支払交付金 都道府県中間評価報告書（案）

第1章 取組の推進に関する基本的考え方.....	1
第2章 多面的機能支払交付金の実施状況.....	9
1. 3支払の実施状況.....	9
(1) 農地維持支払.....	9
(2) 資源向上支払（共同）.....	10
(3) 資源向上支払（長寿命化）.....	11
2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）.....	12
第3章 多面的機能支払交付金の効果.....	13
1. 調査方法.....	13
2. 効果の発現状況.....	13
(1) 資源と環境.....	14
1) 地域資源の適切な保全管理.....	14
2) 農業用施設の機能増進.....	15
3) 農村環境の保全・向上.....	18
4) 自然災害の防災・減災・復旧.....	22
(2) 社会.....	23
1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献.....	24
(3) 経済.....	28
1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献.....	28
(4) 都道府県独自の取組.....	31
第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価.....	32
1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価.....	32
(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況.....	32
(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価.....	34
2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価.....	36
第5章 取組の推進に係る活動状況.....	38
1. 基本的な考え方.....	38
2. 都道府県の推進活動.....	43
3. 市町村の推進活動.....	45
4. 推進組織の推進活動.....	46
第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等.....	49
1. 取組の推進に関する課題、今後の取組方向.....	49
2. 制度に対する提案等.....	49

第1章 取組の推進に関する基本的考え方（滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針より）

1. 取組の推進に関する基本的考え方

農村地域における近年の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する今後のあり方が懸念されるところである。

一方で農業・農村は、食料生産の場だけでなく、水源かん養、洪水防止、景観形成、保健休養、文化の伝承、国土保全、生物の保全などの多面的な機能を有している。これらの機能発揮に対する県民の要請を踏まえ、本県では、平成19年度から滋賀らしい農地・水・環境保全向上対策として、農地、水、自然環境など農村をまるごと保全する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下、「対策」という）」を開始し、共同活動による地域資源や農村環境の保全のための取組を支援してきた。

今後さらに、滋賀らしい農村の持続的発展のために、地域ぐるみによる農村資源の保全や集落を支える取組を一層進めていく必要があることから、地域の共同活動に係る支援を行うとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、次世代に本県の農業・農村が引き継がれるよう後押しすることを基本的な考えとするものである。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）別記1-2の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記1-2の第2の1

ア. 地域資源の基礎的保全活動

(1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。

(2) 実践活動 実施要領と同じとする。

(3) 研修 次のとおりとする。

- ・活動期間中に各1回以上推進協議会等が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 実施要領と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

なし

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要

件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価に7.5割を乗じる。

② 農地維持支払交付金の交付単価

地目	国の農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた 交付金の10アール当たりの交付単価
田	1,100円	2,200円
畑	750円	1,500円
草地	90円	180円

(3) 加算単価

① 小規模集落支援に係る加算単価は、上記交付単価の考え方と同様に国の加算単価に7.5割を乗じる。

② 小規模集落支援に係る農地維持支払交付金の加算単価

地目	国の農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた 交付金の10アール当たりの交付単価
田	375円	750円
畑	225円	450円
草地	30円	60円

(4) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）別紙1の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、原則として農振農用地区域内農用地とするが、以下の農振農用地区域外農用地を含めることができる。

- ・活動期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地。

(5) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記 1-2 の第 2 の 2

ア. 施設の軽微な補修

- (1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。
- (2) 実践活動 実施要領と同じとする。
- (3) 研 修 次のとおりとする。

- ・活動期間中に 1 回以上推進協議会等が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 農村環境保全活動

計画策定および啓発・普及は、実施要領別記 1-2 の第 3 の 2 の(2)と同じとする。

実践活動については、生態系保全と水質保全を必須の活動項目とする。

- ・生態系保全は、別紙 2 の実践活動の 7 つの取組から毎年 1 つ以上選択して取り組むこととする。
- ・水質保全は、別紙 2 の実践活動の「水田からの排水（濁水）管理」と「水質モニタリングの実施・記録管理」には、必ず取り組むこととする。（下記③イ. 参照）

なお、畑が認定農用地の 7 割以上占める場合は、これ以外の活動項目の中から 2 つ以上選択して実施する。

- ・その他の活動項目については活動組織の意向により、選択し実施するものとする。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記 1-2 の第 2 の 2 の(5)と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

なし

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【標準型】水質保全
取 組	「水田からの排水（濁水）管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」
取組内容	①「水田からの排水（濁水）管理」 <ul style="list-style-type: none"> ・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3 月中下旬から 4 月初旬に行うことが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。

	<p>②「水質モニタリングの実施・記録管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期3回、田植え期1回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30cm以上）を同日に実施するとともに、これらの結果を記録すること。 <p>なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。</p>
活動要件	—

区分	テーマの追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【環境保全型】公共用水域の水質保全活動
取組	内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動
取組内容	<p>内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。
活動要件	・「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。

区分	活動内容の変更
活動指針の構成	計画策定、啓発普及、実践活動
テーマ	【防災減災型】水田貯留機能増進
取組	水田の貯留機能向上活動
取組内容	<p>①計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水田貯留機能増進計画書」を作成すること。 <p>②啓発普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。 <p>③実践活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。 ・排水路溝畔断面を標準（天端幅30～50cm、高さ30cm）以上確保すること。 ・対象水田面積の8割以上の面積で取り組むこと。
活動要件	・市町長が効果があると認める一団の農用地を対象とすること。

区分	テーマの追加
活動指針の構成	計画策定、啓発普及、実践活動
テーマ	【生態系保全型】生物多様性の回復

取組	①水路魚道の設置、②水田魚道の設置、③生息環境向上施設の設置、④生物の移動経路の確保
取組内容	<p>1. 計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生態系保全計画書」を作成すること。 <p>2. 啓発普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画書の作成にあたっては、専門家の指導を受けること。 <p>3. 実践活動</p> <p>①水路魚道の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚の遡上が可能となるよう、水路に階段状に堰を設ける魚道を設置すること。 ・水田への進入を容易にする一筆排水柵を改修すること。 <p>②水田魚道の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚の遡上が可能となるよう、水田と排水路をつなぐ小規模魚道を設置すること。 <p>③生息環境向上施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田内水路、ビオトープ、ワンド、石積み護岸等を設置すること。 <p>④生物の移動経路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物の移動経路確保のため、水路蓋、農道下の暗渠等を設置すること。
活動要件	<p>①から④の共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準型」との単価差（水田 500 円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。 ・施設設置後に保全対象となる生物（魚類など）の生息状況や移動経路の確保の状況についてモニタリング調査を行うこと

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

なし

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

①基本的考え方

交付単価は、標準型、環境保全型、防災減災型および生態系保全型の4つの支援タイプを設けている。環境保全型は、農村環境保全活動のテーマに追加して「公共用水域の水質保全活動」に取り組む。防災減災型は、水田貯留機能増進のテーマにおいて活動内容を追加して取り組む。生態系保全型は、生物多様性の回復のテーマにおいて活動内容を追加して取り組む。

標準型の単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。環境保全型の単価設定は、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）とする。防災減災型および生態系保全型の単価設定は、田は国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）、畑と草地は、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
標準型	田	650円	1,300円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円
環境保全型	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円
防災減災型	田	900円	1,800円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円
生態系保全型	田	900円	1,800円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

実施要綱別紙2の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、農振農用地区域内農用地とする。

(4) その他必要な事項

防災減災型の交付金の算定対象面積は、取組を行う計画対象面積とする。

「多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援」および「農村協働力の深化に向けた活動への支援」については適用しない。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針に準じるものとする。

なお、資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の交付対象は、下記の施設とする。

・用水路

農業水利施設のアセットマネジメントの一環として進めている機能診断(施設の状態をA, B, Cの3段階評価 別紙・用水路の劣化度判定基準)を実施したうえで、整備後30年を経過した地区で、最も劣化の進行しているC判定の用水路

の割合の高い地区から優先的に補修改修していくことにより施設の長寿命化の効果的な取組を図る。

・排水路

「豊かな生きものを育む水田づくり」の拡大に向け、耐用年数 30 年を経過した排水路の補修・更新と生態系を配慮した排水路の整備を一体的に行うものを「生物多様性保全排水路」として位置づけ、整備できることとする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設	対象活動	取組内容
項目の追加	排水路	「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置	排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進する施設を一体的に行うこと。

③ 対象施設・対象活動に関する指針

滋賀県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙 3 のとおりとする。

④ 上限額

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）に係る工事の上限額については、原則、国が定めるとおり工事 1 件当たり 200 万円未満とし、200 万円以上になる場合は他事業で実施するものとする。ただし、要件的に他事業等で実施することができない場合で市町が必要であると認めた場合に限り、県と協議のうえ、工事 1 件当たり 400 万円未満とすることができる。

⑤ 技術的指導

上記④により 1 件当たり 200 万円以上 400 万円未満の工事を実施する活動組織は、下記の技術的指導を受けるものとする。

- ・ 県および市町による実施前の機能診断を踏まえた工法の選定の適否
- ・ 県および市町による実施後の完了検査

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

実施要綱別紙 2 の第 3 の 1 および 2 に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- 交付対象農用地は、農振農用地区域内農用地とする。

(3) その他必要な事項

なし

5. 広域協定の規模

中山間地域等の条件不利地域においては、広域協定の対象とする区域が50ha以上または協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を立ち上げることができるものとする。

第2章 多面的機能支払交付金の実施状況

1. 3支払の実施状況

(1) 農地維持支払

		H30	R1	R2	備考
市町村数		19市町	19市町	19市町	全市町村数：19市町
	取組率	100%	100%	100%	市町村数÷全市町村数
対象組織数		728組織	555組織	545組織	
	広域活動組織	8組織	11組織	12組織	
認定農用地面積		37,662ha	36,303ha	36,576ha	農振農用地面積（R2）：50,695ha
	カバー率	74%	72%	72%	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	103ha	98ha	109ha	
対象施設	水路	8,158km	8,215km	7,973km	
	道路	4,252km	4,116km	4,066km	
	ため池	606箇所	594箇所	607箇所	
交付金額		793百万円	777百万円	782百万円	

※カバー率の算出における、認定農用地面積については、農地維持払に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載して下さい。

【総括】

- 県内全19市町が農地維持支払に取り組んでおり、対象組織数は平成30年度の728組織、令和元年度の555組織、令和2年度の545組織と推移している。この組織数の減少の大きな要因は、この間に新たに設立された広域活動組織（近江八幡市農村まるごと広域協議会(近江八幡市)、広域たかしま(高島市)、東草野農地保全会(米原市)、広域ひこね(彦根市))に伴うものである。
- 認定農用地面積は、平成30年度の37,662ha、令和元年度の36,303ha、令和2年度の36,576haと推移しており、本県農振農用地面積の約7割をカバーしている。多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という。）の第1期対策期間（H26～H30）を満了した活動組織のうち38組織が活動継続を断念したため、令和元年度に1,359haの認定農用地面積が減少した。それ以降は、本交付金未取組集落や活動休止組織に対して普及・啓発を図った結果、新規取組または活動再開に繋がり取組面積は微増している。
- 対象施設は、水路約8,000km、農道約4,000km、ため池約600箇所であり、地域ぐるみで適切な保全管理に努めている。

(2) 資源向上支払（共同）

		H30	R1	R2	備考
市町村数		19市町	19市町	19市町	全市町村数：19市町
	取組率	100%	100%	100%	市町村数÷全市町村数
対象組織数		656組織	491組織	482組織	
	広域活動組織	8組織	11組織	12組織	
認定農用地面積		35,932ha	34,929ha	34,965ha	農振農用地面積（R2）：50,695ha
	カバー率	71%	69%	69%	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	0ha	0ha	0ha	※農振農用地区域内のみ対象
対象施設	水路	7,816km	7,703km	7,741km	
	道路	4,033km	3,909km	3,940km	
	ため池	592箇所	579箇所	593箇所	
交付金額		453百万円	444百万円	446百万円	
テーマ	生態系保全	633組織	460組織	401組織	
	水質保全	654組織	492組織	478組織	
	景観形成 ・生活環境保全	315組織	325組織	323組織	
	水田貯留 ・地下水かん養	0組織	4組織	4組織	
	資源循環	1組織	1組織	6組織	

【総括】

- 県内全 19 市町が資源向上支払（共同）に取り組んでおり、対象組織数は平成 30 年度の 656 組織、令和元年度の 491 組織、令和 2 年度の 482 組織と推移している。対象組織数は、農地維持支払と同様に、活動組織の広域化に伴い減少している。
- 認定農用地面積は、平成 30 年度の 35,932ha、令和元年度の 34,929ha、令和 2 年度の 34,965ha と推移しており、本県農振農用地面積の約 7 割をカバーしている。農地維持支払と同様に、令和元年度に 1,003ha の認定農用地面積が減少し、それ以降は微増している。
- 対象施設は、水路約 7,800km、農道約 4,000km、ため池約 600 箇所であり、地域ぐるみで適切な保全管理に努めている。
- テーマについては、多くの活動組織で生態系保全活動および水質保全活動に取り組まれている。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

		H30	R1	R2	備考
市町村数		13市町	12市町	12市町	全市町村数：19市町
	取組率	68%	63%	63%	市町村数÷全市町村数
対象組織数		75組織	34組織	36組織	
	広域活動組織	3組織	6組織	6組織	
対象農用地面積		3,859ha	3,226ha	3,494ha	農振農用地面積（R2）：50,695ha
	カバー率	8%	6%	7%	対象農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	0ha	0ha	0ha	※農振農用地区域内のみ対象
対象施設	水路	2,235km	3,285km	3,329km	
	道路	1,220km	1,676km	1,701km	
	ため池	162箇所	62箇所	146箇所	
交付金額		146百万円	123百万円	97百万円	

【総括】

- 県内市町の約7割に相当する12～13市町において資源向上支払（長寿命化）に取り組んでおり、対象組織数は平成30年度の75組織、令和元年度の34組織、令和2年度の36組織と推移している。
- 対象農用地面積は、平成30年度の3,859ha、令和元年度の3,226ha、令和2年度の3,494haと推移しており、施設の老朽度および機能診断結果に基づく活動組織からの要望量に伴い変動しているが、年々要望量は増加傾向にある。
- 本県では、資源向上支払（長寿命化）により補修・更新を行う対象施設について、整備後30年以上が経過した用水路または生物多様性排水路に限定して実施しており、平成30年度の2,235km、令和元年度の3,285km、令和2年度の3,329kmと推移している。

2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

		H30	R1	R2	備考
農業者	個人	23,145人	23,386人	21,551人	
	農事組合法人	204団体	330団体	402団体	
	営農組合	337団体	429団体	382団体	
	その他の農業者団体	754団体	748団体	664団体	
	団体数計	1,295団体	1,507団体	1,448団体	
	農業者 計	24,440※	24,893※	22,999※	※（単位）人・団体
農業者以外	個人	14,300人	20,038人	22,366人	
	自治会	867団体	912団体	887団体	
	女性会	449団体	376団体	338団体	
	子供会	688団体	642団体	609団体	
	土地改良区	197団体	161団体	156団体	
	JA	48団体	47団体	60団体	
	学校・PTA	166団体	142団体	149団体	
	NPO	10団体	7団体	13団体	
	その他	1,743団体	1,442団体	1,390団体	
	団体数計	4,168団体	3,729団体	3,602団体	
	農業者以外 計	18,468※	23,767※	25,968※	※（単位）人・団体
農業者+農業者以外 合計	42,908※	48,660※	48,967※	※（単位）人・団体	

【総括】

- 対象組織の構成員は、平成30年度の42,908人・団体、令和元年度の48,660人・団体、令和2年度の48,967人・団体と増加傾向にある。
- 構成員に占める農業者の参画状況は、平成30年度の24,440人・団体（57%）、令和元年度の24,893人・団体（51%）、令和2年度の22,999人・団体（47%）と減少傾向にある。
- 一方、構成員に占める農業者以外の参画状況は、平成30年度の18,468人・団体（43%）、令和元年度の23,767人・団体（49%）、令和2年度の25,968人・団体（53%）と増加傾向にある。
- 年々、農業者以外の参画が増加しており、集落の垣根を越えた多様な主体での活動が実践されている。

第3章 多面的機能支払交付金の効果

1. 調査方法

- 本評価の実施にあたり、自己評価・市町村評価および国が令和2年度に実施したアンケート調査結果以外に使用した調査方法については、次のとおり。
 - ・ 施策評価アンケート
(令和2年8月実施、対象:19市町、191組織(抽出))
 - ・ 多面的機能支払活動におけるSDGsの達成への貢献度調査
(令和3年6月実施、対象:19市町)

2. 効果の発現状況

- 効果の発現状況については、それぞれの効果項目に該当する自己評価・市町村評価等における評価項目を設定し、次の評価区分を基準に4段階で評価を行った。
- なお、複数の評価項目を設定したものについては、効果の発現状況を総合的に考慮して評価を行った。

【評価区分】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれる
(全体の8割程度以上で効果が発現している、または、発現が見込まれる)b. 大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれる
(全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、または、発現が見込まれる)c. 一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれる
(全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、または、発現が見込まれる)d. 効果の発現が限定的である、または、発現の見込みが限定的である
(全体の2割程度未満で効果が発現している、または、発現が見込まれる) |
|---|

(1) 資源と環境

1) 地域資源の適切な保全管理

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生防止 (市町村評価：共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生を抑制 80%) (施策評価アンケート Q4：本交付金に取り組んでいなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生または面積が拡大していたと思う 44%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水路・農道等の地域資源の適切な保全 (自己評価：水路・農道等の地域資源の機能維持 84%) (施策評価アンケート Q5：本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う 87%)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鳥獣被害の抑制・防止 (自己評価：鳥獣被害の防止等の農地利用や地域環境の改善 26%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成 (自己評価：施設を大事に使うという意識の向上 40%) (活動組織アンケート Q3：活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思う 73%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化 (自己評価：水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保 63%) (市町村評価：共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化 28%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【遊休農地の発生防止】

- 前期対策期間中の5年間で県内約40haの遊休農地が解消されるとともに、試算では、最大約860haの遊休農地発生抑制につながっている。
- 市町村評価において、約8割の市町が「共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生抑制につながっている」と回答されている。
- 施策評価アンケートにおいて、約4割の活動組織が「本交付金に未取組の場合、活動の対象農用地内に遊休農地が発生または面積が拡大していたと思う」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【水路・農道等の地域資源の適切な保全】

- 自己評価において、約8割の活動組織が「水路・農道等の地域資源の機能維持に効果がある」と回答されている。
- 施策評価アンケートにおいて、約9割の活動組織が「本交付金に未取組の場合、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【鳥獣被害の抑制・防止】

- 自己評価において、約3割の活動組織が「鳥獣被害の防止等の農地利用や地域環境の改

善に効果がある」と回答されている。

- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成】

- 自己評価において、約4割の活動組織が「施設を大事に使おうという意識の向上に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約7割の活動組織が「活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思う」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化】

- 自己評価において、約6割の活動組織が「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保に効果がある」と回答されている。
- 市町村評価において、約3割の市町村が「共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は地域資源の適切な保全管理に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs 2：持続可能な農業生産を支える		
本交付金の取組が行われている農地の割合（カバー率）	70%	—

- 本交付金の取組が行われている農地の割合（カバー率）が本県農振農用地面積の約7割を占めていることから、本交付金は「(SDGs2)持続可能な農業生産を支える」に貢献していると評価する。

2) 農業用施設の機能増進

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 (施策評価アンケート Q8-2: 資源向上支払 (長寿命化) に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う 88%)	■	□	□	□
農業用施設の知識や補修技術の向上 (自己評価: 地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上 38%) (活動組織アンケート Q4: 資源向上支払 (共同、長寿命化) への取組により、補修技術が高まっていると思う 36%)	□	□	■	□
定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減 (活動組織アンケート Q5: 資源向上支払 (共同、長寿命化) への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う 82%)	■	□	□	□

【施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制】

- 施策評価アンケートにおいて、約9割の活動組織が「資源向上支払 (長寿命化) に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【農業用施設の知識や補修技術の向上】

- 自己評価において、約4割の活動組織が「地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約4割の活動組織が「資源向上支払 (共同、長寿命化) への取組により、補修技術が高まっていると思う」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減】

- 活動組織アンケートにおいて、約8割の活動組織が「源向上支払 (共同、長寿命化) への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は農業用施設の機能増進に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs 9 : 災害に強いインフラづくりとそのための技術開発に貢献する		
資源向上支払（共同、長寿命化）の対象施設量	水路 3,329km 道路 1,701km ため池 146 箇所	—
増進活動（地域住民による直営施工）に取り組む組織数	10 組織 2%	—

- 活動組織が活動計画に位置付けている対象施設については、水路 3,329km、道路 1,701km、ため池 146 か所であり、これらの施設の適切な保全管理に本交付金は寄与している。
- 増進活動（地域住民による直営施工）に取り組む組織数は 10 組織と全体の 2%とわずかであり、今後、普及啓発による取組推進が必要である。
- 以上から、本交付金は「(SDGs9)災害に強いインフラづくりとそのための技術開発」におおむね貢献していると評価する。

3) 農村環境の保全・向上

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
地域の環境の保全・向上 (自己評価：農村環境の向上 56%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (生態系) (施策評価アンケート Q7-1：活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増え、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う 35%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (水質) (施策評価アンケート Q7-2：活動を通じて、活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う 76%)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (景観) (施策評価アンケート Q7-3：活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増え、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出てきたと思う 76%)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上 (自己評価：地域住民の農村環境保全への関心の向上 63%) (活動組織アンケート Q7-1-2：活動を通じて、参加者は、生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 45%) (活動組織アンケート Q7-2-2：活動を通じて、参加者は、水質保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 73%) (活動組織アンケート Q7-3-2：活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 64%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【地域の環境の保全・向上】

- 本県は、資源向上支払（共同）について、水質保全および生態系保全の2つのテーマに関する活動を必須の取組としているため、地域の住民の水質保全および生態系保全に対する理解・関心が高い。
- 自己評価において、約6割の活動組織が「農村環境の向上に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【地域の環境の保全・向上 (生態系)】

- 施策評価アンケートにおいて、約4割の活動組織が「活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増え、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【地域の環境の保全・向上 (水質)】

- 施策評価アンケートにおいて、約8割の活動組織が「活動を通じて、活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価す

る。

【地域の環境の保全・向上（景観）】

- 施策評価アンケートにおいて、約 8 割の活動組織が「活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増え、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果がでてきたと思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上】

- 自己評価において、約 6 割の活動組織が「地域住民の農村環境保全への関心の向上に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約 5 割の活動組織が「活動を通じて、参加者は、生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う」と回答され、また、約 7 割の活動組織が「活動を通じて、参加者は、水質保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う」や「活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は農村環境の保全・向上に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs15：地域における生物多様性を保全する		
生態系保全に取り組む組織数	401 組織 74%	—
生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数	27 組織 5%	—
SDGs 6：地域における水質を保全する		
水質保全に取り組む組織数	478 組織 88%	—
景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数	214 組織 39%	—
SDGs14：海洋・海洋資源を保全する		
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数	4 組織 1%	—
水質保全に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	478 組織 88%	—
景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	214 組織 39%	—

SDGs 7：持続可能なエネルギーの利用を推進する		
資源循環（小水力発電施設の適正管理）に取り組む組織数	0 組織 0%	—
SDGs12：持続可能な生産・消費を進める		
資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	482 組織 88%	—
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数（SDGs14 と重複）	4 組織 1%	—
資源循環に取り組む組織数	6 組織 1%	—

【SDGs15：地域における生物多様性を保全する】

- 生態系保全に取り組む組織数は、401 組織であり全体の約 7 割を占めている。主な活動内容は、生きもの調査（観察会）の実施であり、子ども会や近隣の小学校を巻き込んだ活動を実施している組織もある。
- また、生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数は、27 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 上記活動の実施により地域住民の環境に対する意識向上が図られていることから、本交付金は「(SDGs15) 地域における生物多様性を保全する」に貢献していると評価する。

【SDGs 6：地域における水質を保全する】

- 水質保全に取り組む組織数は、478 組織であり全体の約 9 割を占めている。主な活動内容は、各期別（代かき期(前・中・後期)、田植え期)にかかると透視度調査の実施であり、子ども会など農業者以外の地域住民を巻き込んだ活動を実施している組織もある。
- また、景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数は、214 組織であり全体の約 4 割となっている。
- 上記活動の実施により地域住民の環境に対する意識向上が図られていることから、本交付金は「(SDGs6) 地域における水質を保全する」に貢献していると評価する。

【SDGs14：海洋・海洋資源を保全する】

- 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数は、4 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 水質保全に取り組む組織数は、478 組織であり全体の約 9 割を占めている。
- 景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数は、214 組織であり全体の約 4 割となっている。
- 上記活動の実施により地域住民の環境に対する意識向上が図られていることから、本交付金は「(SDGs14) 海洋・海洋資源を保全する」に貢献していると評価する。

【SDGs7：持続可能なエネルギーの利用を推進する】

- 資源循環（小水力発電施設の適正管理）に取り組む組織数は、該当がなかった。

【SDGs12：持続可能な生産・消費を進める】

- 資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数は、482 組織であり全体の約 9 割を占めている。
- 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数は、4 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的となっている。
- 資源循環に取り組む組織数は、6 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 以上から、農村環境保全活動に取り組む組織数は多いものの、水田貯留機能増進・地下水かん養や資源循環など持続可能な生産・消費の推進に影響する実践活動に取り組む組織は限定的であるため、本交付金の「(SDGs12) 持続可能な生産・消費を進める」に対する貢献度も限定的と評価する。

4) 自然災害の防災・減災・復旧

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止 (自己評価：自然災害や二次災害による被害の抑制・防止 10%) (活動組織アンケート Q9：排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払により施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う 91%) (活動組織アンケート Q10-1：水路等の施設を適正に管理することで、大雨時の水害を防止 55%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害後の点検や復旧の迅速化 (活動組織アンケート Q10-6：軽微な被害箇所を早急に復旧 73%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化 (自己評価：地域住民の防災・減災に対する意識の向上 15%) (活動組織アンケート Q10-4：共同活動を通じた管理体制の整備や地域コミュニティ力の向上により、災害時に地域でまとまって対応 45%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止】

- 自己評価において、約1割の活動組織が「自然災害や二次災害による被害の抑制・防止に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約9割の活動組織が「排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払により施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う」と回答され、また、約6割の活動組織が「水路等の施設を適正に管理することで、大雨時の水害を防止に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【災害後の点検や復旧の迅速化】

- 活動組織アンケートにおいて、約7割の活動組織が「軽微な被害箇所を早急に復旧に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化】

- 自己評価において、約2割の活動組織が「地域住民の防災・減災に対する意識の向上に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約5割の活動組織が「共同活動を通じた管理体制の整備や地域コミュニティ力の向上により、災害時に地域でまとまって対応できるようになった」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は自然災害の防災・減災・復旧に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs13：気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する		
農地維持支払に取り組む組織数（異常気象時の対応を行っている組織数）	545 組織 100%	—
水田貯留機能増進・地下水かん養に取り組む組織数	4 組織 1%	—
増進活動（防災・減災力の強化）に取り組む組織数	7 組織 1%	—
啓発・普及（地域住民等との交流活動）で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数	0 組織 0%	—

【SDGs13：地域における生物多様性を保全する】

- 農地維持支払に取り組む組織数（異常気象時の対応を行っている組織数）は、545 組織であり全組織が実施している。主に、異常気象後の施設の巡視点検を実施されている組織が多い。
- 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数は、4 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 増進活動（防災・減災力の強化）に取り組む組織数は、7 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 啓発・普及（地域住民等との交流活動）で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数は、該当がなかった。
- 以上から、気候変動およびその影響を軽減するための活動に偏りはあるものの、近年多発するゲリラ豪雨や自然災害等に対する防災等意識向上が図られているため、本交付金は「(SDGs13) 気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する」に貢献していると評価する。

(2) 社会

1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化 (自己評価：隣接集落等他の集落との連携体制の構築 8%) (自己評価：地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上 25%) (活動組織アンケート Q12:地域が目指す方向についての話し合いが始まった、あるいは盛んになった 36%) (活動組織アンケート Q12:地域の行事やイベントが始まった、あるいは盛んになった 36%) (活動組織アンケート Q13-4:多面的機能支払に取り組んでいなければ、地域に関わる話し合いの回数や参加者数が減るだろう 回数34%、参加者数27%)	□	□	■	□
各種団体や非農業者等の参画の促進 (自己評価：農村の将来を考える地域住民の増加 51%) (活動組織アンケート Q8:農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとなっている 64%) (活動組織アンケート Q13-2:多面的機能支払に取り組んでいなければ、活動の実施や参加者数が減る、あるいは活動を行わないだろう 農地維持 45%、資源向上(共同) 45%)	□	■	□	□
地域づくりのリーダーの育成 (活動組織アンケート Q14-4:本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っている 18%)	□	□	■	□
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (自己評価：伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化 5%)	□	□	□	■

【話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化】

- 自己評価において、約1割の活動組織が「隣接集落等他の集落との連携体制の構築に効果がある」と回答し、約3割の活動組織が「地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約4割の活動組織が「地域が目指す方向についての話し合いが始まった、あるいは盛んになった」と回答され、同じく、約4割の活動組織が「地域の行事やイベントが始まった、あるいは盛んになった」と回答されている。また、約3割の活動組織が「本交付金に未取組の場合、地域に関わる話し合いの回数や参加者数が減るだろう」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【各種団体や非農業者等の参画の促進】

- 自己評価において、約5割の活動組織が「農村の将来を考える地域住民の増加に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約6割の活動組織が「農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとなっている」と回答され、また、約5割の活動組織が「本交付金に未取組の場合、活動の実施や参加者数が減る、あるいは活動を行わないだろう」と回答されている。

- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【地域づくりのリーダーの育成】

- 活動組織アンケートにおいて、約2割の活動組織が「本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っている」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化】

- 自己評価において、約1割の活動組織が「伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化に効果がある」と回答されている。
- 以上から、効果の発現が限定的である、または、発現の見込みが限定的であると評価する。

したがって、本交付金は、農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs16：多様な主体の参画による地域づくりを促進する		
女性会、子供会、学校・PTAが参画する組織数	414 組織 76%	—
保安全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数	117 組織 21%	—
SDGs 5：女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる		
女性会が参画する組織数	338 組織 62%	—
女性役員がいる組織数	13 組織 2%	—
活動に参加する女性の割合※活動組織アンケート等	14%	—
SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る		
増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数	19 組織 3%	—
SDGs11：住み続けられる地域をつくる		
多面的機能支払に取り組む農業集落の割合 ※2020年農林業センサス	940 集落 59%	—
多様な主体の参画数（構成員数）	48,967 人・団体	—
都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数	3 組織 1%	—
SDGs 4：地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する		
資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	482 組織 88%	—

啓発・普及活動（学校教育等との連携）に取り組む組織数	40 組織 7%	—
SDGs 3：やすらぎや福祉の機会を提供する		
増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数	0 組織 0%	—

【SDGs16：多様な主体の参画による地域づくりを促進する】

- 女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数は、414 組織であり全体の約 8 割となっている。
- 保安全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数は、117 組織であり全体の約 2 割となっている。
- 近年、農業者以外の多様な主体の活動への参画が増えてきていることから、本交付金は「(SDGs16) 多様な主体の参画による地域づくりを促進する」に貢献していると評価する。

【SDGs 5：女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる】

- 女性会が参画する組織数は、338 組織であり全体の約 6 割となっている。
- 女性役員がいる組織数は、13 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 活動に参加する女性の割合は約 1 割強であり、年々増加傾向にある。
- 女性役員や活動への女性の参画は年々増加してきており、女性ならではの視線や感覚を生かした取組（例えば、子どもへの食育など）も実施されていることから、本交付金は「(SDGs5) 女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる」に貢献していると評価する。

【SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る】

- 増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数は、19 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的であることから、本交付金の「(SDGs8) 地域における所得向上や雇用の確保」に対する貢献度も限定的と評価する。

【SDGs11：住み続けられる地域をつくる】

- 多面的機能支払に取り組む農業集落の割合は、940 集落であり県内農業集落の約 6 割となっている。
- 多様な主体の参画数（構成員数）は、48,967 人・団体であり年々増加傾向にある。
- 都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数は、3 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 以上から、多様な主体の参画は年々増加傾向にあるものの、移住や定住になかなか繋がりにくいことなどから、本交付金の「(SDGs11) 住み続けられる地域をつくる」に対する貢献度は限定的と評価する。

【SDGs 4：地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する】

- 資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数は、482 組織であり全体の

約9割となっている。

- 啓発・普及活動（学校教育等との連携）に取り組む組織数は、40組織であり全体の約1割に満たず限定的である。
- 近隣小学校への学校田の提供や「田んぼの学校」など環境学習のフィールドとして対象農用地を提供し、生きもの観察会を連携して開催するなどの取組は広がってきているものの、まだまだ限られていることから、本交付金の「(SDGs4) 地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する」に対する貢献度は限定的と評価する。

【SDGs3：やすらぎや福祉の機会を提供する】

- 増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数は、該当がなかった。

(3) 経済

1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減 (自己評価：担い手農業者や法人等の負担軽減 26%) (自己評価：地域内外の担い手農業者との連携体制の構築 31%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担い手農業者の育成・確保 (自己評価：地域農業の将来を考える農業者の増加 28%) (自己評価：周辺農業者の営農意欲の維持、または拡大 25%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地の利用集積の推進 (自己評価：不在村地主との連絡体制の確保 16%) (市町村評価：担い手農業者への農地利用集積・集約または話し合い 21%) (施策評価アンケート Q11-4：本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになっている 58%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農産物の高付加価値化や6次産業化の推進 (市町村評価：特産品の生産や6次産業化の取組、またはそのための検討 0%) (市町村評価：環境にやさしい農業の拡大、または拡大に向けた検討 18%) (活動組織アンケート Q11-3：本交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている 18%) (活動組織アンケート Q11-4：本交付金の取組は、非農業者が地域の農業や農業用水、農業用施設等に関心をもつきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている 64%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減】

- 自己評価において、約3割の活動組織が「担い手農業者や法人等の負担軽減に効果がある」と回答され、同じく、約3割の活動組織が「地域内外の担い手農業者との連携体制の構築に効果がある」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【担い手農業者の育成・確保】

- 自己評価において、約3割の活動組織が「担い手農業者や法人等の負担軽減に効果がある」と回答され、同じく、約3割の活動組織が「地域内外の担い手農業者との連携体制の構築に効果がある」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【農地の利用集積の推進】

- 自己評価において、約2割の活動組織が「不在村地主との連絡体制の確保に効果がある」と回答されている。
- 市町村評価において、約2割の市町が「担い手農業者への農地利用集積・集約または話し合いに効果がある」と回答されている。
- 施策評価アンケートにおいて、約6割の活動組織が「本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになっている」と回答されている。

- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【農産物の高付加価値化や6次産業化の推進】

- 市町村評価において、「特産品の生産や6次産業化の取組、またはそのための検討に効果がある」と回答した市町村は該当がなかった。このほか、約2割の市町村が「環境にやさしい農業の拡大、または拡大に向けた検討」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約2割の活動組織が「本交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている」と回答され、約6割の活動組織が「本交付金の取組は、非農業者が地域の農業や農業用水、農業用施設等に関心をもつきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は、構造改革の後押し等地域農業への貢献に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs 2：持続可能な農業生産を支える		
本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数	106 組織 19%	—
SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る		
地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数	22 組織 4%	—
景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数	43 組織 8%	—
都市と農村との交流、6次産業化が促進された組織数	3 組織 1%	—

【SDGs2：持続可能な農業生産を支える】

- 本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数は、106 組織であり全体の約2割となっている。
- 本交付金とあわせて環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、公費の二重投資とならないように活動区域や対象作業の棲み分けを行う必要があり、取組拡大のハードルとなっている。しかし、本交付金取組開始時点より増加傾向にあることから、本交付金は「(SDGs2) 持続可能な農業生産を支える」に対して限定的ではあるが貢献していると評価する。

【SDGs8：地域における所得向上や雇用の確保を図る】

- 地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数は 106 組織、景観形成等によ

り地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数は 22 組織、都市と農村との交流、6 次産業化が促進された組織数は 3 組織であり、全体の約 1 割に満たず限定的であることから、本交付金の「(SDGs8) 地域における所得向上や雇用の確保」に対する貢献度も限定的と評価する。

(4) 都道府県独自の取組

滋賀県独自で定めている内容	評価
<p>公共用水域の水質保全活動に対する効果</p> <p>【補足】</p> <p>滋賀県は資源向上活動（共同）について、標準の活動に加え下記2項目の公共用水域の水質保全活動のうち、いずれかに取り組んだ場合、環境保全型として単価設定（標準型に水田の場合 500 円/10a を上乘せ）している。</p> <p>①内湖や水質浄化型水路の機能維持増進活動</p> <p>②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理 （環境保全型取組組織数 H30:7 組織、R1:7 組織、R2:7 組織） （施策評価アンケート Q7-2：活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う 76%）</p>	◎

評価 ◎：かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある
 ○：ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある
 △：あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない
 ×：全く効果がなかった

【公共用水域の水質保全活動に対する効果】

- 資源向上活動（共同）の環境保全型については、浄化池を管理する7組織が継続して取組を実施している。
- 施策評価アンケートにおいて、約8割の活動組織が「活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う」と回答されている。
- 水質保全対策事業で整備した浄化池が、ヨシ刈りや浚渫など地域ぐるみの共同活動によって適切に保全管理され、集落で浄化池の愛称を付けたり、小学生を対象とした生きもの観察会のフィールドとなるなど地域になくはならない施設となっている。
- 水の循環利用などに取り組むことによって、節水に対する地域住民の意識が向上した。特に渇水年においては、循環かんがいの取組により不足分の用水を賄うことができ、例年通りの水管理が可能となり、支障なく営農活動ができたとの報告もあった。

したがって、本交付金は、公共用水域の水質保全活動に対する効果に寄与していると評価する。

第4章 対象組織の自己評価に対する市町評価

1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価および市町評価

(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況

【総括】

- 平成30年度から令和2年度において、各年度に2年目または4年目を迎える活動組織における地域資源の適切な保全管理のための推進活動の進捗状況（ステップ）は、【表1】および【図1】のとおりである。
- 各年度におけるステップ4（保全管理の体制強化の方針が決定した）およびステップ5（地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている）の組織が対象組織全体に占める割合について、2年目評価と4年目評価の状況を見てみると、平成30年度は18%および39%、令和元年度は14%および38%、令和2年度は30%および33%と、活動期間を重ねるにつれ増加傾向にある。
- 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会が開催する全体研修会および支部研修会において、地域資源の適切な保全管理のための推進活動にかかる説明を実施し、周知および啓発を図ってきたところ、活動組織および市町から多数の問い合わせがあることから、推進活動の良好な進捗があるものと思料。

以上から、地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、着実に実施されており、地域資源保全管理構想に基づく実践活動が多くの活動組織で実践され、良好な進捗が図られていると評価する。

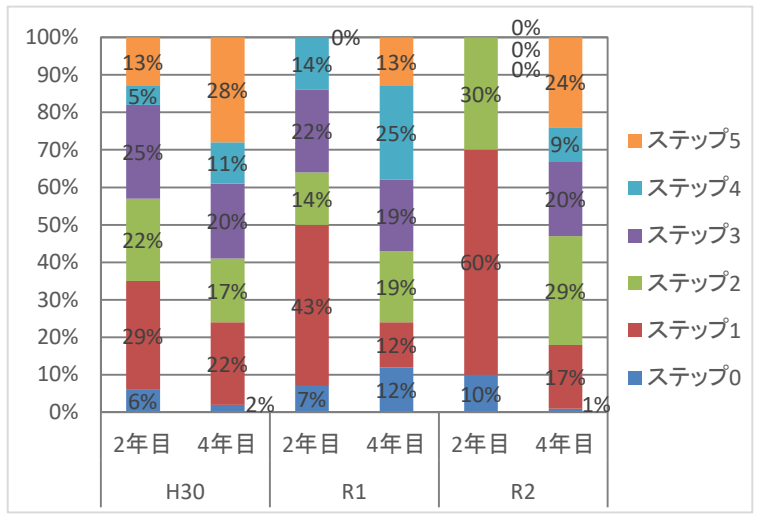
【表1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の進捗状況】

		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	ステップ5	計
H30	2年目	5 組織	23 組織	17 組織	19 組織	4 組織	10 組織	78 組織
		6 %	29 %	22 %	25 %	5 %	13 %	100 %
	4年目	1 組織	12 組織	9 組織	11 組織	6 組織	15 組織	54 組織
		2 %	22 %	17 %	20 %	11 %	28 %	100 %
R1	2年目	1 組織	6 組織	2 組織	3 組織	2 組織	0 組織	14 組織
		7 %	43 %	14 %	22 %	14 %	0 %	100 %
	4年目	2 組織	2 組織	3 組織	3 組織	4 組織	2 組織	16 組織
		12 %	12 %	19 %	19 %	25 %	13 %	100 %
R2	2年目	1 組織	6 組織	3 組織	0 組織	0 組織	0 組織	10 組織
		10 %	60 %	30 %	0 %	0 %	0 %	100 %
	4年目	1 組織	12 組織	20 組織	14 組織	6 組織	17 組織	70 組織
		1 %	17 %	29 %	20 %	9 %	24 %	100 %

ステップ0：話し合いの場を持つための体制を整えている段階である ステップ1：地域の現状や目標を関係者の間で共有できた

ステップ2：目標に向けてどのような課題があるか整理できた ステップ3：課題解決や保全管理の方法（体制や役割分担等）を検討した

ステップ4：保全管理の体制強化の方針が決定した ステップ5：地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている



【図1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の進捗状況】

(2) 推進活動の自己評価に対する市町評価

【総括】

- 平成30年度から令和2年度において、各年度に2年目を迎える活動組織における地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価は、【表2】および【図2】のとおりである。また、同じく、各年度に4年目を迎えるものの市町評価は、【表3】および【図2】のとおりである。
- 2年目評価では、各年度とも全対象組織が「優良」または「適当」と評価されており、「指導または助言が必要」、「計画の見直しが必要」、「返還」と評価された対象組織の該当はなかった。
- 4年目評価において、「優良」または「適当」と評価された対象組織は、平成30年度が51組織(94%)、令和元年度が15組織(94%)、令和2年度が70組織(100%)であった。
- 4年目評価において、「フォローが必要」と評価された活動組織は、平成30年度が3組織(6%)、令和元年度が1組織(6%)、令和2年度が該当なしであった。いずれも取組面積が20ha未満、農業者数20人・団体の小規模組織であり、今後の過疎化・高齢化の進展により、活動の継続に対して非農業者の参画が不可欠となることから、次期構想策定にあたっては「非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進」を掘り下げて検討するようフォローが必要として評価されたものである。

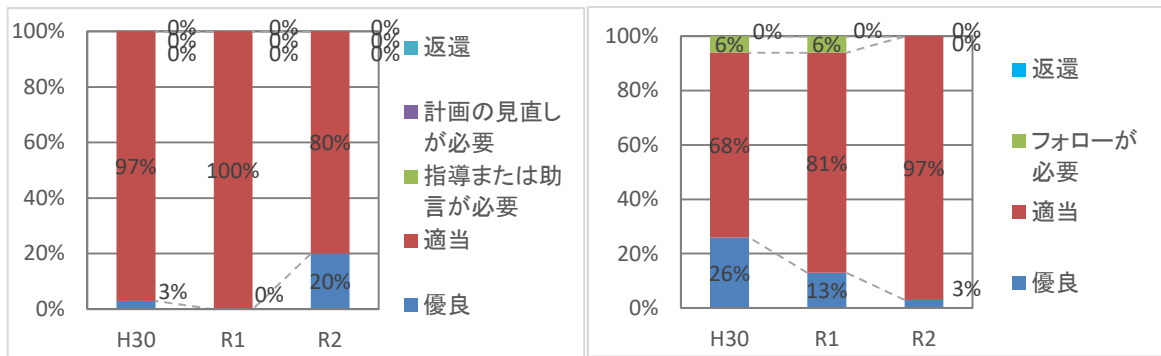
以上から、地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、市町の適切な指導・助言のもと、着実に実施されており、良好な進捗が図られていると評価する。

【表2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価(2年目)】

	優良	適当	指導または 助言が必要	計画の見直し が必要	返還	計
H30	2 組織	76 組織	0 組織	0 組織	0 組織	78 組織
	3 %	97 %	0 %	0 %	0 %	100 %
R1	0 組織	14 組織	0 組織	0 組織	0 組織	14 組織
	0 %	100 %	0 %	0 %	0 %	100 %
R2	2 組織	8 組織	0 組織	0 組織	0 組織	10 組織
	20 %	80 %	0 %	0 %	0 %	100 %

【表3 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価(4年目)】

	優良	適当	フォローが必要	返還	計
H30	14 組織	37 組織	3 組織	0 組織	54 組織
	26 %	68 %	6 %	0 %	100 %
R1	2 組織	13 組織	1 組織	0 組織	16 組織
	13 %	81 %	6 %	0 %	100 %
R2	2 組織	68 組織	0 組織	0 組織	70 組織
	3 %	97 %	0 %	0 %	100 %



【図2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価 (左:2年目,右:4年目)】

2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価

【総括】

- 平成30年度から令和2年度において、各年度に2年目を迎える活動組織における多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町村評価は、【表4】および【図3】のとおりである。また、同じく、各年度に4年目を迎えるものの市町村評価は、【表5】および【図3】のとおりである。
- 2年目評価では、各年度とも全対象組織が「優良」または「適当」と評価されており、「指導または助言が必要」、「計画の見直しが必要」、「返還」と評価された対象組織の該当はなかった。
- 4年目評価において、「優良」または「適当」と評価された対象組織は、平成30年度が35組織（92%）、令和元年度が8組織（100%）、令和2年度が61組織（100%）であった。
- 4年目評価において、「フォローが必要」と評価された活動組織は、平成30年度が3組織（8%）、令和元年度および令和2年度が該当なしであった。フォローが必要な内容は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町村評価と同じであった。

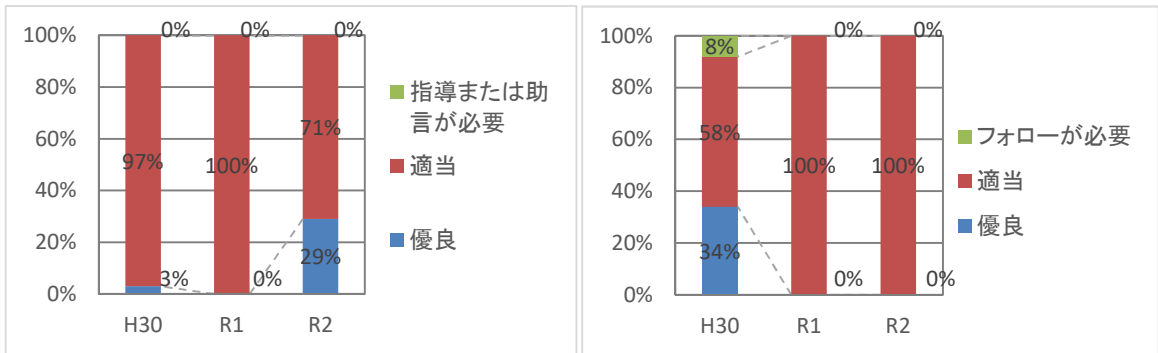
以上から、多面的機能の増進を図る活動は、市町の適切な指導・助言のもと、着実に実施されており、良好な進捗が図られていると評価する。

【表4 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町村評価(2年目)】

	優良	適当	指導または助言が必要	計
H30	2 組織	67 組織	0 組織	69 組織
	3 %	97 %	0 %	100 %
R1	0 組織	7 組織	0 組織	7 組織
	0 %	100 %	0 %	100 %
R2	2 組織	5 組織	0 組織	7 組織
	29 %	71 %	0 %	100 %

【表5 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町村評価(4年目)】

	優良	適当	フォローが必要	計
H30	13 組織	22 組織	3 組織	38 組織
	34 %	58 %	8 %	100 %
R1	0 組織	8 組織	0 組織	8 組織
	0 %	100 %	0 %	100 %
R2	0 組織	61 組織	0 組織	61 組織
	0 %	100 %	0 %	100 %



【図3 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町評価（左:2年目,右:4年目）】

第5章 取組の推進に係る活動状況

1. 基本的な考え方（滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針より）

（1）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、農業団体、市町、県の連携により、実施することが必要であることから、これらの団体から構成する滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会を中心に本対策を推進させていくものとする。

（2）関係団体の役割分担

（ア）滋賀県

ア. 法に基づく基本方針の策定

イ. 第三者機関の設置、運営

本交付金の毎年度の実施状況の点検、活動組織の取組の評価などを行うため、第三者機関として、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下、「審議会」という）を設置する。

この審議会が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、活動組織の取組を評価し、必要に応じて、活動組織に対し指導・助言を行うよう運営する。

ウ. 要綱基本方針の策定

本対策の実施に関する要綱基本方針を策定する。

エ. 事業計画の認定

（1）指導・審査（市町と連携）

活動組織の作成する事業計画（長寿命化）を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

オ. 推進、指導

（1）活動組織等への説明会（市町、協議会と連携）

活動組織等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

（2）活動に関する指導、助言（市町、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

（3）推進に関する手引きの作成（協議会と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

（4）対象組織を支援する組織への支援（市町、協議会と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

（1）審査

市町長から県に提出された申請書等の審査を行う。

（2）交付

(1)に審査結果を確認し、市町長に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

② 市町

ア. 法に基づく促進計画の策定

イ. 事業計画の認定

(1) 指導・審査（県と連携）

活動組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、事業計画を認定する。

ウ. 広域協定の認定

(1) 審査

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、広域協定を認定する。

エ. 実施状況確認

(1) 確認（協議会と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。

(2) 報告

(1)の確認結果を確認し、実施状況を県知事に報告する。

オ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、協議会と連携）

活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 活動組織を支援する組織への支援（県、協議会と連携）

活動組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援などを行う組織に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

(1) 審査

活動組織から提出された申請書等の審査を行う。

(2) 交付

(1)に審査結果を確認し、活動組織に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

③ 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

ア. 実施状況確認

(1) 確認（市町と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振

興局長が別に定めるところにより書類の確認を行う。

イ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、市町と連携）

活動組織の代表者などを対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、市町と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 推進に関する手引きの作成（県と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4) 活動組織を支援する組織への支援（県、市町と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

(3) その他必要な事項

なし

7. その他

なし

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

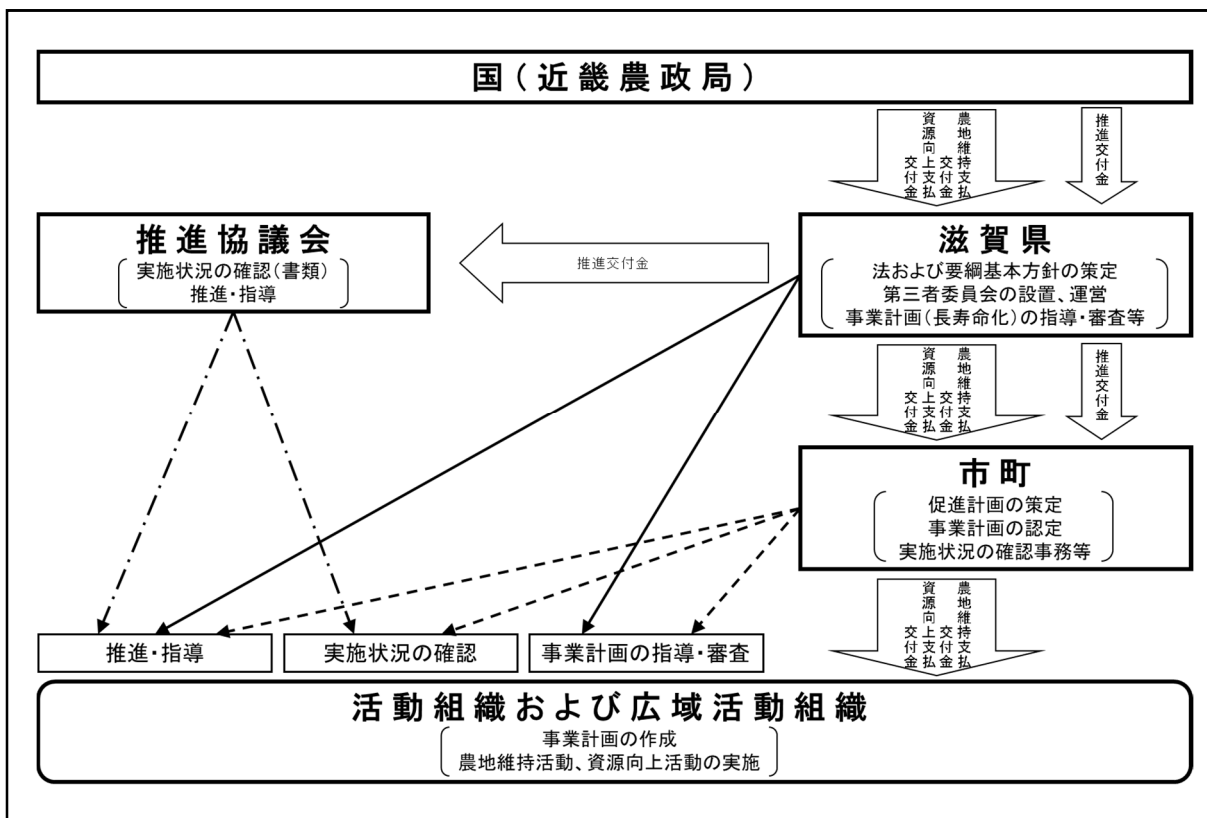
(参考1)

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	推進協議会	滋賀県	関係市町	
多面的機能支払交付金		○	○	
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定		○		
2. 促進計画の策定			○	
3. 第三者機関の設置、運営		○		
4. 要綱基本方針の策定		○		
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定			○	
6. (1) 広域協定の指導、審査			○	
(2) 広域協定の認定			○	
7. (1) 実施状況確認	○		○	
(2) 実施状況報告			○	
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○		
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	
9. 交付申請				
(1) 対象組織からの申請書等の審査			○	
(2) (1)の確認、対象組織への交付			○	
(3) 市町からの申請書等の審査		○		
(4) (3)の確認、市町への交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

(参考2)

実施体制図



2. 滋賀県の推進活動

【総括】

- 滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）、多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）や農村振興交付金制度審議会（第三者委員会）による本交付金の点検および取組の評価の結果をHPに掲載し公表を実施したほか、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会（以下、「協議会」という。）と連携して作成した事業パンフレット、施策評価資料、活動事例集等についてもHPに掲載し、広く情報発信を行った。
- パンフレット、施策評価資料、活動事例集等は、協議会と連携して作成し、全市町および活動組織あてに協議会で印刷製本対応したものを配布。この資料を次年度以降の推進活動に活用してもらうこととし、本交付金のさらなる普及・啓発をめざしている。
- 研修会等は、本部・支部研修あわせて8回実施。コロナ禍に伴い、会場収容人数を制限、Web（Zoom）を併用する等により、感染症拡大防止措置を徹底したうえで開催した。説明内容は、市町および活動組織からのニーズに沿って、令和2年度の改正のポイントのほか、令和3年度に多くの組織が今期対策の中間年に該当するため、地域資源の適切な保全管理のための推進活動について説明を実施。また、推進協議会と連携し推進協議会総会を书面議決により開催し、当該年度の事業計画・収支決算および翌年度の事業計画・収支予算等について承認を受けた。
- 「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」は、子どもからお年寄りまで、みんながいきいきと暮らす農村の実現を目指し、次世代を担う子ども達が農業・農村の姿や将来について考えるきっかけとなるために、小学校5年生を対象に毎年度実施。県下30校より245点の募集があり、知事賞・教育長賞ほか7賞を審査・選定したが、表彰式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。
- 事業計画等の指導・審査について、市町が実施する資源向上支払（施設の長寿命化）認定予定路線にかかる現地確認への立会し、採択の妥当性の確認および対策工法等の技術的指導を行った。また、農政局が行う抽出検査に立会し、修正・指摘事項に対して活動組織および市町から相談があった場合に指導等を行った。このほか、市町が実施する中間点検・中間指導に立会し、活動組織の取組状況等について指導を行った。
- 本交付金の実施状況の点検および施策評価について、第三者機関である滋賀県農村振興交付金制度審議会を開催（R3.2.12）して説明を行い、全会一致で「指導・指摘事項なし」と評価を受けた。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容） 滋賀県HPで次の事項について掲載し、公表を実施 ①滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）の変更 ②多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の変更 ③農村振興交付金制度審議会（第三者機関）による本交付金の点検および取組の評価の結果 ④各種パンフレット・施策評価資料・活動事例集等について、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会HPで公表（滋賀県HPに同協議会へのリンクを設定）	○
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発	◎

<p>(具体的な内容)</p> <p>①パンフレット『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』に取り組んでみませんか！』作成 ②資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」作成 ③事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」作成 ④推進協議会会誌「まるごとだより (第 47 号・第 48 号)」一部原稿作成</p>	
<p>研修会等の実施</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①県・市町等担当者会議の開催 (R3. 3. 15) ②世代をつなぐ農村まるごと保全 (事務・技術等) 研修会における講師対応 回数: 計 8 回 (本部研修会: 2 回、支部研修会: 6 回) 内容: 「令和 2 年度における対策・取組の留意事項」 「地域資源の適切な保管理のための推進活動について」ほか ③推進協議会と連携し、推進協議会総会の運営 (総会の開催: 2 回/年) コロナ禍に伴い書面議決に変更</p>	◎
<p>優良活動表彰による普及・啓発</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」の実施 対象: 県内の小学 5 年生 実績: 245 点 (30 校) からの応募⇒知事賞、教育長賞ほか 7 点を審査・選定 コロナ禍に伴い授賞式中止 (賞状、記念品を送付) ②①の受賞作品を滋賀県農業農村整備事業紹介冊子「2021 しがの農業農村整備」に掲載し、情報発信を実施</p>	○
<p>イベント、メディア等を通じた広報活動</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等中止 ⇒「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」受賞式等を計画していたが断念</p>	—
<p>事業計画等の指導・審査</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①資源向上支払 (施設の長寿命化) 認定予定路線にかかる現地確認への立会、対策工法等の技術的指導: 10 市町 ②農政局が実施する抽出検査への立会: 米原市のみ、守山市、近江八幡市、多賀町は書面検査 ③市町が実施する中間点検・中間指導への立会: 19 市町 (10 月~2 月)</p>	○
<p>第三者機関の設置、運営等</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①滋賀県農村振興交付金制度審議会の運営 (会議の開催: 2 回/年) ◇第 2 回滋賀県農村振興交付金制度審議会 (R3. 2. 12 開催) において、本交付金の実施状況の点検および本交付金の施策評価を説明 ◇委員全会一致で「指導・指摘事項なし」と評価を受けた ②滋賀県農村振興交付金制度審議会の結果を滋賀県HPで公表</p>	◎

評価 ◎: かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある
○: ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある
△: あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない
×: 全く効果がなかった

3. 市町の推進活動

【総括】

- 市町ごとに、法に基づく促進計画の確認・見直しを実施し、変更が生じた場合は適切に変更処理を行い、HP等で公表している。また、活動組織の事業計画について変更計画の申請があった場合は、内容の審査および変更認定を実施し、概要をHP等で公表している。このほか、活動組織の取組状況等についてHPで紹介し、未取組集落等への普及・啓発を行っている。
- 県が策定した資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」および事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」について、活動組織へのアンケート調査や聞き取りを支援し、負担軽減を図った。
- 研修会等について、県および推進協議会と連携し、活動組織のニーズに沿った支部研修会を企画・運営したほか、広域化推進または新規取組に関心のある集落に対して説明会を開催するなど普及・啓発に努めた。このほか、実施状況報告書を作成する時期にあわせて書類作成にかかる相談会を開催し、活動組織の負担軽減に寄与した。
- 事業計画等の指導・審査について、県と連携して、資源向上支払（施設の長寿命化）認定予定路線にかかる現地確認・審査を実施した。また、農政局が行う抽出検査では、活動組織とともに受検し、修正・指摘事項があった場合は活動組織に対して指導を行うとともに、抽出検査対象組織以外の組織について、県と連携して中間点検・中間指導を実施し、取組状況等について適切な指導を行った。このほか、推進協議会と連携して、活動組織から提出される実施状況報告書の確認を行い、修正を要する場合は該当組織に対して適切な指導を実施した。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容） ①法に基づく促進計画の変更にかかる公表 ②事業計画の変更認定にかかる概要の公表 ③活動組織の紹介	○
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容） ①資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」にかかる対象組織へのアンケート調査への協力（対象組織の選定、案内、問い合わせ対応など） ②事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」にかかる活動組織への聞き取り（対象組織の選定、案内、概要・取組内容の聞き取り、問い合わせ対応など） ③未取組集落等から相談等があった場合、パンフレット等を活用した普及・啓発を実施	◎
研修会等の実施 （具体的な内容） ①県および推進協議会と連携し、支部研修会の企画・運営：計6回 ②広域化推進にかかる説明会の実施：2回（草津市） ③未取組集落への事業説明会：4回（栗東市、彦根市、米原市） ④実施状況報告書など書類作成にかかる相談会（日野町、コロナ禍に伴い資料配布のみ）	◎
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容）	—

特になし	
イベント、メディア等を通じた広報活動 (具体的な内容) 特になし	—
事業計画等の指導・審査 (具体的な内容) ①資源向上支払(施設の長寿命化)認定予定路線にかかる現地確認・審査、対策工法等の技術的指導:10市町 ②農政局が実施する抽出検査への立会:米原市のみ、守山市、近江八幡市、多賀町は書面検査 ③中間点検・中間指導の実施:19市町(10月~2月) ④実施状況報告書の確認・指導(修正を要する場合):19市町	○

4. 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の推進活動

【総括】

- 本交付金の概要および様式集を掲載するほか、県と連携して作成した協議会誌「まるごとだより」、資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」や事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」を掲載し情報発信を行った。また、活動組織から直接投稿された取組事例の紹介、研修会案内や推進活動状況などの最新情報を掲載し、本交付金の推進に寄与している。
- パンフレット、施策評価資料、活動事例集等については、県と連携して作成し、全市町および活動組織あてに印刷製本したものを配布。この資料を次年度以降の推進活動に活用してもらうこととし、本交付金のさらなる普及・啓発をめざしている。
- 研修会等については、県・市町と連携して活動組織のニーズに沿った本部・支部研修会を実施したほか、事務支援システムの普及も兼ねた取扱説明会、活動組織が行う「生きもの観察会」の支援、推進協議会総会の企画・運営を実施した。
- 「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」については、県と連携して実施。コロナ禍に伴い授賞式は中止したが、受賞作品は支部・本部研修会場や滋賀県庁に展示する等により普及・啓発を行った。
- 事業計画等の指導・審査について、市町と連携して、活動組織から提出される実施状況報告書の確認を行い、修正を要する場合は該当組織に対して適切な指導を実施した。

実施した推進・指導、支援内容(具体的な内容)	評価
ホームページを通じた情報の提供 (具体的な内容) 推進協議会HPに以下の資料等を掲載し、取組に必要な最新の情報を提供 ①制度の概要、様式集 ②協議会誌「まるごとだより」 ③資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」 ④事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」 ⑤活動事例の紹介(活動組織から直接投稿された情報) ⑥お知らせ(研修会案内や推進活動の状況など最新情報を発信)	○
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発	◎

<p>(具体的な内容)</p> <p>①パンフレット『『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』に取り組んでみませんか!』 作成・印刷製本・配布：6,000部</p> <p>②事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」 作成・印刷製本・配布：2,000部</p> <p>③推進協議会会誌「まるごとだより(第47号・第48号)」 作成・印刷製本・配布：1,500部×2回=3,000部</p> <p>④普及・啓発用のぼり旗(支柱除く)作成・配布：1,900枚</p>	
<p>研修会等の実施</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>県・市町と連携し、以下の研修会等を実施</p> <p>①世代をつなぐ農村まるごと保全(事務・技術等)研修会の企画・運営 回数:計8回(本部研修会:2回、支部研修会:6回) 内容:「刈払い機の安全な使い方」(大津・南部支部は実技指導も実施) 「令和2年度における対策・取組の留意事項」 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動について」 「活動の実施および書類作成の際の注意点」 「農業水利施設の簡易な補修方法について」</p> <p>②事務支援システム取扱説明会の開催(3回/年) 湖北地域:新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じたうえで開催 大津・南部、甲賀地域:講師在居地(東京)が緊急事態宣言発令されたため出張できず中止</p> <p>③活動組織が行う「生きもの観察会」支援(草津市、東近江市)</p> <p>④生物環境アドバイザー研修会の企画・運営 回数:各1回(植物コース、昆虫コース、魚類コース) 目的:地域内のアドバイザーを育成し、生きもの観察会等の場でアドバイザーとして活動することにより、子どもを含めた地域住民の環境意識の醸成・向上につなげる</p> <p>⑤県と連携し、推進協議会総会の運営(総会の開催:2回/年) コロナ禍に伴い書面議決に変更</p>	◎
<p>優良活動表彰による普及・啓発</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」の実施 対象:県内の小学5年生 実績:245点(30校)からの応募⇒知事賞、教育長賞ほか7点を審査・選定 コロナ禍に伴い授賞式中止(賞状、記念品を送付)</p> <p>②①の受賞作品を本部・支部研修会会場等に巡回展示 5会場:野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、滋賀県庁</p>	○
<p>イベント、メディア等を通じた広報活動</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等中止 ⇒「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」受賞式等を計画していたが断念</p>	—
<p>事業計画等の指導・審査</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①実施状況報告書の確認・指導(修正を要する場合):19市町</p>	○

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)	目標 (R5)
SDGs17：地域協働の力により目標を達成する		
多面的機能支払交付金に取り組む市町村数	19 市町 100%	—
NPO 法人化した組織数	0 組織 0%	—
土地改良区と連携して活動を行っている組織数	*156 組織 *29%	—

※土地改良区が構成員に入っている組織数を計上。連携の有無については不明。

【SDGs17：地域協働の力により目標を達成する】

- 全市町（19 市町）において多面的機能支払交付金に取り組まれており、令和 2 年度は 545 組織（951 集落）が活動を行っている。
- そのうち、NPO 法人化した組織数は該当がなかった。
- 土地改良区が構成員に入っている組織数は、156 組織で全体の約 3 割となっている。
- 以上から、NPO 法人化した組織はないものの、地域の実情に合わせて、農家や土地改良区等の農業者団体のほか、非農家も含めた多様な主体での共同活動が県内全市町で実施されているため、本交付金は「(SDGs17) 地域協働の力により目標を達成する」に貢献していると評価する。

第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等

1. 取組の推進に関する課題、今後の取組方向

【取組の推進に関する課題】

- 農村地域の過疎化・高齢化等の進行に伴い、将来の地域リーダーの確保が困難になりつつある中、将来にわたる活動の継続への不安を抱える組織があり、後継者等の人材育成および確保が課題となっている。
- 計画書や報告書の作成等の事務作業に多くの時間と労力を要し、円滑な活動の支障となっている組織もあることから、更なる事務の効率化・合理化による事務負担の軽減が課題となっている。

【今後の取組方向】

- 引き続き、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と担い手農家への農地集積といった構造改革を後押しする取組として、共同活動の定着および内容の充実・習熟化を図る。
- 具体的には、活動の定着に向け、事務負担の軽減を図るべく、①「活動組織の広域化推進の手引き」等を活用した組織の広域化の推進、②土地改良区等との連携など市町等と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進する。
- また、活動内容の充実および習熟化に向けては、活動事例集や施策評価資料等を活用し、優良事例等の紹介など集落への積極的な普及啓発を行う。

2. 制度に対する提案等

- 組織の広域化・体制強化に対する支援として、現行制度では、当該活動期間中、最長5年間にわたって面積規模に応じた交付金を交付している。しかし、広域組織設立にあたっては、初年度に初期投資として多額の費用を必要とすることから、現行支援で得られる交付金総額分を設立初年度に一括交付し、円滑な広域組織の事務局運営を後押しする支援を提案する。
- 土地改良長期計画のKPIに、「地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合を令和7年度までに約6割以上」とする目標値が設定されていることから、広域組織化推進を目指している都道府県・市町村・推進組織に対し、日本型直接支払推進交付金の重点配分を行う等の支援を提案する。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地維持活動 活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき農地維持活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
- 「●」：点検結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
- 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み
- 「A、B・・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組み内容
- 「…」：選択した取組について必ず取り組む内容

令和2年6月

滋賀県

☆農地維持活動の活動要件の考え方

- (1) 「点検・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します
- 「研修」は、活動期間中に各1回以上実施します。
- (2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。ただし、点検結果に基づいて必要性を判断する取り組みもあります。

目次

活動項目	ページ
1. 地域資源の 基礎的な 保全活動	
ア. 点検・計画策定・研修	
①点検	3
②年度活動計画の策定	3
③事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	3
イ. 実践活動	
農用地	4
水路（開水路・パイプライン）	5～6
農道	7
ため池	8
2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動	9

1. 地域資源の基礎的な保全活動 ア. 点検・計画策定・研修

活動項目	取組	取組内容	活動要件
①点検	農用地 ■遊休農地などの発生状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	水路 (開水路、ハクアラヤ) ■施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> A. 活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 B. 活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 C. かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。 	
	農道 ■施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 	
②年度活動計画の策定	ため池 ■施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
	■年度活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 点検・機能診断の結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。 	
③事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	<ul style="list-style-type: none"> ■活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修会・講習会等を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上受講する。

1. 実践活動 (1/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 遊休農地発生防止のための保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ■遊休農地発生防止のための保全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
② 畦畔・農用地法面・防風林などの草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ■畦畔・農用地法面等の草刈り ■防風林の枝払い・下草の草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようすること。または除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈りまたは除草等の作業により、適正な管理を行うこと。 この際には、枝払いや草刈りまたは除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合には農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
③ 施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣害防護柵の適正管理 ●防風ネットの適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した後に、十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
④ 異常気象時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■異常気象後の見回り ■異常気象後の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。 ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。

農用地

1. 実践活動 (2/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 水路の草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ●ポンプ場、調整施設等の草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ●通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた水路について、草刈り、泥上げ等を毎年度実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産などへの障害が生じないようにすること。この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	
② 水路の泥上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●ポンプ吸水槽等の泥上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けたポンプ吸水槽などの泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた水路施設の長寿命化に必要な管理のために必要な取組を実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ●かんがい期前の注油 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。 	
③ 施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲート類等の保守管理 ●遮光施設の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた水路施設の長寿命化に必要な管理のために必要な取組を実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ●アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 	

1. 実践活動 (3/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
水路（開水路・パイプライン） ④ 異常気象時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■異常気象後の見回り 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた水路について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で、見回りをとおよび応急処置を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ■異常気象後の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 	

1. 実践活動 (4/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 路肩・法面の草刈り	■路肩・法面の草刈り	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草または枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。 刈り取った場所に放置しないこと。または、または、その場に存置する場合によっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈り等を毎年度実施する。
			<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合によっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
② 側溝の泥上げ	●側溝の泥上げ	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた農道施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
③ 施設の適正管理	●路面の維持		
④ 異常気象時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■異常気象後の見回り ■異常気象後の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農道について、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> 異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 	

1. 実践活動 (5/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① ため池の草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ■ため池の草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあつては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けたため池について、草刈り等を毎年実施する。
② ため池の泥上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●ため池の泥上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
③ 付帯施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●かんがい期前の施設の清掃・防塵 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●管理道路の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●遮光施設の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 	
④ 異常気象時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲート類の保守管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食等により劣化しやすいつりやゲート類のたため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、または、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けたため池について、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で見回りおよび応急処置を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ■異常気象後の見回り 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ■異常気象後の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 		

ため池

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取 組	活 動 要 件
地域資源の適切な保全管理 のための推進活動	◆ 農業者 [※] （入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	◆ 該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	◆ 農業者 [※] に対する意向調査、農業者 [※] による現地調査	
	◆ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	◆ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	◆ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
◆ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会		

農業者[※]：協定に位置づけられている農用地において、農業生産活動等（本交付金の場合は、耕作または養畜）を実施する農業者または団体のこと

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） 活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（共同）に取り組んでいただきますようお願いいたします。

凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
- 「●」：機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
- 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み
- 「□」：自由選択の取り組み
- 「A、B・・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
- 「・」：選択した取組について必ず取り組み内容

令和3年6月

滋賀県

別紙 2

☆資源向上活動(共同)の活動要件の考え方

- (1) 「機能診断・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。「研修」は、活動期間中に1回以上実施します。
- (2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。

目次

活動項目	ページ
1. 施設の軽微な補修	
ア. 機能診断・計画策定・研修	
①機能診断	3～4
②年度活動計画の策定	4
③機能診断・補修技術等の研修	4
イ. 実践活動	
農用地	5
水路 (開水路・パイプライン)	6～7
農道	8
ため池	9
ア. 計画策定、啓発普及	
①計画策定	10
②啓発・普及	11
イ. 実践活動	
①生態系保全	12～13
②水質保全	14～15
③景観形成・生活環境保全	16～17
④水田貯留機能増進・地下水かん養	18
⑤資源循環	18
⑥公共用水域の水質保全活動	19
⑦水田の貯留機能向上活動	19
⑧生物多様性の回復	19
3. 多面的機能の増進を図る活動	20
ア. 農業用水の保全	21
イ. 農地の保全	22
ウ. 地域環境の保全	23
エ. 専門家の指導	24
4. 農村環境保全活動の幅広い展開(高度な保全活動)	

1. 施設の軽微な補修
ア. 機能診断・計画策定・研修 (1/2)

活動項目	取組		取組内容	活動要件
農用地	■施設の機能診断	■診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		①機能診断 水路 (開水路、 ハイクラヤ)	■施設の機能診断	
農道	■施設の機能診断	■診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等)を行うこと。 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	
		■診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	

ア. 機能診断・計画策定・研修 (2/2)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 機能診断	ため池	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所把握等）を行うこと。 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能診断 診断結果の記録管理 		
② 年度活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 年度活動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 機能診断・補修技術等の研修	<ul style="list-style-type: none"> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上受講する。
	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化を図るための補修、更新等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 	

1. 実践活動 (1/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 畦畔・農用地法面等	●農用地法面の初期補修	<ul style="list-style-type: none"> 降雨による影響等で農用地法面に侵食が見られた場合、補修、補強等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた農用地について、畦畔の再構築等必要な取組を毎年実施する。
	●畦畔の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 	
	●暗渠施設の清掃	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。 	
	●農用地の除れき	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の確保による遊休農地発生防止のために、石れき等の除去を行うこと。 	
	●鳥獣害防護柵の補修・設置	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。 	
② 施設	●防風ネットの補修・設置	<ul style="list-style-type: none"> 防風ネットの補修を行うこと。または新たに防風ネットを設置すること。 	
	●きめ細やかな雑草対策	<ul style="list-style-type: none"> 畦畔または農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバレープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、または、薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 	

1. 実践活動 (2/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
水路（開水路・パイプライン）	●水路側壁のはらみ修正	<ul style="list-style-type: none"> ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
	●目地詰め	<ul style="list-style-type: none"> ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 	
	●表面劣化に対するコーティング等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。 	
	●不同沈下に対する早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	
	●側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。 	
	●水路に付着した藻等の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。 	
	●水路法面の初期補修	<ul style="list-style-type: none"> ・法面に長食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。 	
●破損施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 		
●パイプ内の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。 		
●きめ細やかな雑草対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープラントの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 		

1. 実践活動 (3/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
水路（開水路・パイプライン） ② 付帯施設	●給水栓ボックス基礎部の補強	<ul style="list-style-type: none"> 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のほらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
	●破損施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 	
	●給水栓に対する凍結防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。 	
	●空気弁等への腐食防止剤の塗布	<ul style="list-style-type: none"> 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 	
●遮光施設の補修等	<ul style="list-style-type: none"> アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。 		

1. 実践活動 (4/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 農道	<ul style="list-style-type: none"> ●路肩、法面の初期補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が見られた場合、補修、補強等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動計画に位置付けた農道について路肩法面の初期補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●軌道等の運搬施設の維持補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●破損施設の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●きめ細やかな雑草対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生抑制のために、芝等の「カバープラント」の植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 	
② 付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ●側溝の目地詰め 	<ul style="list-style-type: none"> ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が見られた場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●側溝の不同沈下への早期対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●側溝の裏込材の充填 	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が見られた場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●破損施設の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 	

1. 実践活動 (5/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① ① 堤体 ② 付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 遮水シートの補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動計画に位置付けたため池について、遮水シートの補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート構造物の目地詰め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート構造物の表面劣化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体侵食の早期補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 破損施設の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 		
<ul style="list-style-type: none"> ● きめ細やかな雑草対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープラント」の植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、または、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 破損施設の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 遮光施設の補修等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アオユによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。 		

2. 農村環境保全活動

ア. 計画策定、啓発普及 (1/2)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
生態系保全	●生物多様性保全計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画（生態系保全計画書）を策定すること。 	●選択した取組について、基本方針、保全方法、活動内容などを示した計画を毎年度策定する。
	●水質保全計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。 	
水質保全	●農地の保全に係る計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。 	
	●景観形成・生活環境保全計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。 	
水田貯留機能増進・地下水かん養	●水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画（水田貯留機能増進計画書）を策定すること。 	
	●地下水かん養に係る地域計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。 	
資源循環	●資源循環に係る地域計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。 	

ア. 計画策定、啓発普及 (2/2)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
広報活動 啓発活動	● 広報活動	A. 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 B. 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。	● 選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。
	● 啓発活動	A. 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 B. 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。 A. 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 B. 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 C. 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 D. 農村環境保全活動に取り組みむ団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 E. 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくため、下流域と上流域との間の情報交換会の実施等により、連携を図ること。	
② 啓発・普及 地域住民との交流 学校教育 行政機関等との連携	● 地域住民等との交流活動	● 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。	
	● 学校教育等との連携 ● 行政機関等との連携	A. 市町村が田園環境整備マスタープランを策定(変更)する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べるなど。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 B. 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。 ● 農村環境保全活動を推進していくために、規制(ルール、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。 ● 水田の貯留機能向上活動に取り組みむ場合、関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。	
	地域内の規制等の取り決め	● 地域内の規制等の取り決め	

1. 実践活動 (1/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
	<p>◆生物の生息状況の把握</p>	<p>A. 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 B. 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。</p>	
<p>① 生態系保全</p>	<p>◆生物多様性保全に配慮した施設の適正管理</p> <p>◆水田を活用した生息環境の提供</p>	<p>A. 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ボックス等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 B. ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。魚道や段差解消等を行った水路等について、適正な維持管理を行うこと。 C. 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 D. 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。または、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p> <p>A. 遊休農地等をピオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 B. 鳥類の餌場、ねぐらの確保や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 C. 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 D. 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。</p> <p>※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。</p>
	<p>◆生物の生活史を考慮した適正管理</p>	<p>A. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 B. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 C. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。</p>	

1. 実践活動 (2/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
<p>①生態系保全</p>	<p>◆放流・植栽を通じた在来生物の育成</p>	<p>A. 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 B. 水路法面や畦畔等に植栽する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 C. 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 D. デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 E. 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。</p>	<p>◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。</p> <p>※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。</p>
	<p>◆外来種の駆除</p>	<p>・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。</p>	
	<p>◆希少種の監視</p>	<p>・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。</p>	

1. 実践活動 (3/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
	<p>■水田からの排水（濁水）管理</p>	<p>・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流止止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 ・畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3月中旬下旬から4月初旬に行うことが望ましい。 ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。</p>	<p>■の2つの取組は必ず実施する。 ※畑が認定農用地の7割以上を占める場合は、実践活動における「□」の取組の中から2つ以上選択して実施する。</p>
<p>②水質保全</p>	<p>■水質モニタリングの実施・記録管理</p>	<p>・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期3回、田植え期1回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30cm以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。</p>	<p>※広域活動組織の場合、透視度調査は集落単位もしくは対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施する。</p>
	<p>□水質保全を考慮した施設の適正管理</p>	<p>A. 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C. 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>□地域の意向(選択)により実施する。</p>
	<p>□循環かんがいの実施</p>	<p>・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。</p>	
	<p>□非かんがい期における通水</p>	<p>・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。</p>	
	<p>□排水路沿いの林地帯等の適正管理</p>	<p>・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。または、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。</p>	

1. 実践活動 (4/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
<p>② 水質保全</p>	<p>□沈砂池の適正管理</p>	<p>・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効率的發揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜木の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。または、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>□地域の意向(選択)により実施する。</p>
	<p>□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理</p>	<p>A. 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)について、適正な維持管理を行うこと。または、新たにグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>B. 水質保全に以外で、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策(マルチ、敷きわら、植物の植栽等)を行い、適正な維持管理を行うこと。</p>	
<p>□管理作業の省力化による水源の保全</p>		<p>・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブまたは給水栓・取水口の自動化等を行うこと。</p>	

1. 実践活動 (5/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理	A. 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 B. 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 C. 農業用水を消雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 D. 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 E. 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。	
③ 景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等	A. 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 C. 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。
	<input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動	【農用地等を活用した景観形成活動】 A. 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、陸屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】 B. 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 C. 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	<input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施	A. はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 B. 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 C. 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。	

1. 実践活動 (6/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
③ 景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 <input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃	<p>・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>A. 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 B. 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。 C. 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 D. 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。

1. 実践活動 (7/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
④ 水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全	<p>A. 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。</p> <p>B. 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。</p> <p>C. 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</p> <p>A. 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。または、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。</p> <p>B. 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。</p> <p>・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。</p> <p>【有機性物質のたい肥化】</p> <p>A. 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p>B. 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <p>C. 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。</p> <p>【農業用水の反復利用】</p> <p>D. 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。または、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。</p> <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <p>E. 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。または、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実践活動を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。
⑤ 資源循環	<input type="checkbox"/> 地域資源の活用・資源循環のための活動		<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。

1. 実践活動 (8/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
⑥ 公共用水域の水質保全活動	<input type="checkbox"/> 内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	<ul style="list-style-type: none"> 水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。 	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組み場合、環境保全型となる。 「標準型」との単価差(水田の場合500円/10a)以上に見合う活動を行うこと。
⑦ 水田の貯留機能向上活動	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> 対象水田面積の8割以上の面積で取り組むこと。 水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。 排水路構畔断面を標準(天端幅30～50cm、高さ30cm)以上確保すること。 	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組み場合、防災減災型となる。
⑧ 生物多様性の回復	<input type="checkbox"/> 水田魚道の設置 <input type="checkbox"/> 水路魚道の設置 <input type="checkbox"/> 水田魚道の設置 <input type="checkbox"/> 水路魚道の設置 <input type="checkbox"/> 生息環境向上施設の設置 <input type="checkbox"/> 生物の移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域における保全対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 地域における保全対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組み場合、生態系保全型となる。 「標準型」との単価差(水田の場合500円/10a)以上に見合う活動を行うこと。

3. 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	取組内容	活動要件
	<input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。 	<input type="checkbox"/> 任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	<input type="checkbox"/> 鳥獣被害防止対策および環境改善活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの数等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。 	<input checked="" type="checkbox"/> 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」もしくは「山間農業地域」が含まれる場合または地域振興立法地域に該当する場合は実施を必ずしも求めるものではない。
	<input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。 次項「4. 農村環境保全活動の幅広い展開」参照 	
	<input type="checkbox"/> やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。 	
	<input checked="" type="checkbox"/> 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 	なお、広報活動の実施の対象は、平成29年度以降に事業計画の認定（再認定を含む）を受けて新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織とする。

4. 農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）

ア. 農業用水の保全

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 循環かんがい施設の設置の水質保全	<input type="checkbox"/> 循環かんがい施設の保全等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。 	
② 浄化水路による水質保全	<input type="checkbox"/> 水路への木炭等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	<input type="checkbox"/> 任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
③ 地下水かん養	<input type="checkbox"/> 冬期湛水等のためのポンプ設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 	
④ 持続的な水管理	<input type="checkbox"/> 末端ゲート・バルブの自動化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 給水栓・取水口の自動化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。 	

イ. 農地の保全

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 土壌流出防止	<input type="checkbox"/> グリーンベルト等の設置 <input type="checkbox"/> 防風林の設置	<ul style="list-style-type: none"> 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 活動計画に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。 	<input type="checkbox"/> 任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。

ウ. 地域環境の保全

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 生物多様性の回復	<input type="checkbox"/> 水田魚道の設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	<input type="checkbox"/> 任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択する。毎年実施する。
	<input type="checkbox"/> 水路魚道の設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 生息環境向上施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ピオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	
② 水環境の回復	<input type="checkbox"/> 水環境回復のための節水かんがいの導入	<ul style="list-style-type: none"> 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 	
③ 持続的な畦畔管理	<input type="checkbox"/> カバープランツ（地被植物）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	
	<input type="checkbox"/> 法面への小段（犬走り）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。 	

工. 専門家の指導

活動項目	取組内容	活動要件
専門家による技術的指導の実施	・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。	—

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動） 活動指針

☆活動指針

この指針は、老朽化が進む農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針を定めたものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（長寿命化）に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和元年7月

滋賀県

目次

対象施設	ページ
用水路整備	3～4
農道整備	5
ため池整備	6

活動項目	施設区分		取組	取組内容	活動要件
実践活動	水路 (本体)	補修	破損部分の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に合わせた工法による補修等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。また、県知事が策定する要綱基、本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
			老朽化部分の補修	目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に合わせた工法による補修等の対策を行うこと。	
			U字フリューム等既設水路の再布設	水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。	
		側壁の嵩上げ	水路の不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。		
		更新	更新（一路線全体）	老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。	
		更新	素掘り水路からコンクリート水路への更新	水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。	

活動項目	取組		取組内容	活動要件
	施設区分			
実践活動	水路 (付帯)	補修	集水枘、分水枘の補修	集水枘、分水枘の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			ゲート、ポンプの補修	ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			安全施設の補修	水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
		更新	ゲート、ポンプの更新	老朽化等により機能が支障が生じているゲート、ポンプについて、更新等の対策を行うこと。
			安全施設の更新	水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
		<p>生物多様性保全水路整備（排水路） 「豊かな生きものを育む水田づくり」 を推進する施設の設置</p> <p>上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設を一体的に行うこと。</p>	<p>原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。</p>	

活動項目	施設区分		取組		取組内容	活動要件
	農道(本体)	農道(付帯)	補修	更新		
実践活動	農道(本体)	補修	農道路肩、農道法面の補修		農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
			舗装の打替え(一部)		老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。	
	更新		未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)	未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。		
	補修		農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。		
	農道(付帯)	更新	側溝蓋の設置		農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。	
			土側溝をコンクリート側溝に更新		土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。	

活動項目	活動要件		
	施設区分	取組内容	
実践活動	ため池 (本体)	取組	活動要件
		洗掘箇所 <small>の</small> 補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。
	補修	漏水箇所 <small>の</small> 補修	ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。
		取水施設 <small>の</small> 補修	ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所 <small>の</small> 補修等の対策を行うこと。
	補修	洪水吐 <small>の</small> 補修	ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所 <small>の</small> 補修等の対策を行うこと。
		安全施設 <small>の</small> 補修	転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設 <small>の</small> 破損や老朽化した箇所 <small>の</small> 補修等の対策を行うこと。
		ゲート、バルブ <small>の</small> 更新	老朽化等により機能に支障が生じているため池 <small>の</small> ゲート、バルブ <small>の</small> 更新等の対策を行うこと。
	更新	安全施設 <small>の</small> 設置	ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。また、県知事が策定する要綱を、本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。

休耕田を活用した生態系保全の推進

平地農業地域

キーワード

みどりを守るかいしんあさひちく(しがけんたかしまし)
水土里を守る会新旭地区 (滋賀県高島市)



○ 水田の持つ生物多様性を地域住民にも理解して頂き、適正な草刈、泥上げといった豊かな自然環境を保全するための活動への参加や地産地消など非農家にも出来る活動として、自然観察会を実施している。

○ 観察会は、H19年度から休耕田を活用した調査地で毎年開催し、琵琶湖から産卵のために遡上する魚類、植生を調査し外部から招いた専門家による種の判別や生活史などの説明を受けている。

○ 調査の結果、絶滅が危惧されている種が見つかり、稚魚も多数生息していることから生態系の保全に向けた繁殖場所周辺の環境保全について地域ぐるみの動きが始まっている。

地域資源の
安全管理の

【地区概要 (R3)】

・取組面積 490ha (田489ha 畑1ha)

・資源量

開水路・パイプライン 51.6km

農道 54.5km

・主な構成員

自治会、農業者、

子供会、婦人会等

・交付金 約19百万円 (R2)

〔 農地維持支払

資源向上支払 (共同、長寿命化) 〕

活動開始前の状況や課題

○ 水稲の栽培が主たる作物の本地域において、5月・6月になるとコイやフナが琵琶湖から田んぼに遡上し、産卵している光景が当たり前のように見られ、子どもたちは食事のおかずとして魚つかみをしていた時期もあったと聞いている。

しかし、ほ場整備による乾田化のため、田んぼと排水路に落差をつけたため、魚が上れなくなり、魚の産卵、未成魚時期のゆりかごとしての機能が失われたと考えられる。



そこで、地域の原風景でもある、田んぼの多面的機能を体験し、生態系保全に向けた取組について地域住民と共に考える。

取組内容

○ H19年4月、遊休農地の管理を兼ねて隣接する水路を堰上げ、田んぼに水を入れたところ、数時間後にはフナの遡上を確認できたため、関係集落を経由し、子供会等と一緒に観察会を実施。(以降も継続して取組)

○ 観察会では、フナ、ナマス、アメリカザリガニなどと共に、専門家による同定の結果、絶滅危惧種に指定されているボジョウも見つかっている。

○ 琵琶湖周辺では、観察できる動植物の種類が豊富で、他府県の大学からも調査研究のため周辺で活動している者も多い。毎年開催している観察会ではその方達に講師をお願いし、参加している地域の大人や子どもたちにも解りやすく生態系保全の大切さを説明している。



取組の効果

○ 観察会で絶滅危惧 I B類に属するボジョウが発見されたことで、注目すべき種として位置づけ生きものの生息状況のモニタリング調査を行っており、発見当時に比べ個体数の増加が見られる。

○ 観察会は、15年間で25回開催し、大人1,019人、子供836人、観察スタッフ652人が調査に参加した。

○ 近年では、生きものの保全に向けた関心が高まり、持ち去り防止のための監視、適正な草刈活動の複数回実施など、広域活動組織での取組が行われるようになってきている。



令和3年6月開催の観察会集合写真

農業用施設の機能増進

中間農業地域

なかざいじのうそんかんきょうほせんこうじょういんかい(しがけんひのちよう)

中在寺農村環境保全向上委員会 (滋賀県日野町)



キーワード

農業用施設
の機能増進

- 滋賀県東南部に位置する中山間地域の水田地帯。近年、農家戸数の減少・高齢化、有害鳥獣被害の増加や米価の低迷等により、生産意欲の低下が深刻化。
- 農業生産のための諸環境の整備と農地の多面的機能等の維持向上を目指し、H20年度から水路・農道・農用地等の維持管理や、潤いのある農村環境整備に向けて、集落の全員の参加を基本に事業を実施。またH27年度から資源向上支払交付金（施設の長寿命化）の事業を実施。

- 【地区概要 (R3)】
- ・取組面積 40ha (田 39ha 畑 1ha)
 - ・資源量
開水路・パイプライン 9km
農道 5.3km
ため池 6箇所
 - ・主な構成員 自治会、婦人会、女性会、老人会、土地改良組合
 - ・交付金 約2百万円 (R2)
 - 〔 農地維持支払
資源向上支払 (共同、長寿命化) 〕

活動開始前の状況や課題

- 近年、活動区域内(集落)での農家戸数の減少・農業従事者の高齢化・有害鳥獣被害の増加や米価の低迷等により、生産意欲の低下が深刻化
- 昭和50年代後半に、[ほ場整備事業]により整備した農業施設の中でも、特に農業用水路(開水路)の老朽化に伴う破損や、不陸の不具合が発生し、その改修が大きな課題
- 農家戸数の減少・高齢化や米価の低迷等により、施設改修のために農家が新たな投資を行う合意形成は整いにくく、改修方法等に関して対応に苦慮

取組内容

- H20年度から水路・農道・農用地等の維持管理や、潤いのある農村環境整備に向けて集落の全員の参加を基本に事業を実施

- H27年度から3年計画で、農業用水路(開水路)の老朽化に伴う破損個所の改修、不陸整正を計画的に実施



【水路の泥上げ】



【施設の点検】

取組の効果

- 破損・不陸等の不具合がある農業用水路等(開水路)の改修・不陸整正工事により、漏水防止・用水や泥の滞留が解消され、適切な農業用水機能が回復

【漏水防止のための
目地補修】



【破損用水路の交換改修
工事】

施工済み延長
水路更新(交換改修工事) UF350～UF500 L=128m
水路補修(旧品利用による掘直し) UF400 L=52m
水路補修(目地補修) UF600 L=300m
水路樹の回収 N=2箇所
計 L=480m

魚のゆりかご水田プロジェクトによる生態系保全の推進

平地農業地域

キーワード

農村環境の
保全・向上

【東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会】
さかなのゆりかごすいでんきよぎかい(しがけんひがしおうみし)
魚のゆりかご水田協議会 (滋賀県東近江市)



○魚のゆりかご水田協議会は、びわ湖および水田における生物多様性の再生を目指し、平成18年度からモデル事業により「魚のゆりかご水田プロジェクト」の活動を開始

○びわ湖固有のニゴロブナやナマスが田んぼまで遡上できる施設を造ることにより、多くの稚魚が田んぼで大きく育ち、びわ湖に帰って行くという循環システムの再生が行われた

○この活動を通じて、住民等のコミュニケーションが一層深まり、地域を担う次世代の育成が図られるとともに、「魚のゆりかご水田米」のブランド化が行われた

【地区概要 (R3)】

- ・取組面積 64ha (田 60ha 畑 4ha)
- ・資源量
- 開水路・パイプライン 13km
- 農道 4km
- ・主な構成員
- 自治会、老人クラブ、
婦人会、子ども会等
- ・交付金 約5百万円 (R2)

〔 農地維持支払
資源向上支払 (共同、長寿命化) 〕

活動開始前の状況や課題

- 本地域はびわ湖に面し、かつてはフナ、ナマス等が水田に遡上・産卵し、生育後湖に帰っていた
- しかし、用排水分離による水田と排水路の段差の出現により遡上が困難となり、この循環が消滅
- びわ湖のフナ、コイ等の稚魚は、フナツクバス等の外来魚の餌となり、激減



取組内容

- 水田魚道や水路魚道を設置し、ニゴロブナ等の在来魚がびわ湖から水田に遡上できるように整備
- 大学や民間企業と連携して、次世代を担う子供たちに対し、生き物観察会や地元食材による食育を実施



取組の効果

- 「魚のゆりかご水田活動」では水や生き物などの自然環境を保全しながら、地域に根付く持続可能な実績活動として、SDGsに挙げる14項目を達成
- 県内の小学校・大学他や近隣の民間企業等も交えた観察会等の実施により、地域の環境に対する意識が向上
- 農薬を半減した環境こだわり米「魚のゆりかご水田米」のブランド化や地元酒蔵と連携し独自の酒米を栽培するなど地域連携による六次産業化に発展



【東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会】魚のゆりかご水田協議会(東近江市栗見出在家町)

◇SDGsの達成と貢献の状況

達成	SDGsの目標	達成の有無と貢献状況
○	目標1 貧困	地域の子ども食堂に「魚のゆりかご水田米」を無償で届けています
○	目標2 飢餓	人に優しい安心安全な食糧生産の場となっています
○	目標3 保健	「魚のゆりかご水田米」の米粉による洋菓子の製造販売や滋賀の伝統ある食文化～ちまき～作りを通じた抗アレルギーへの対応ができています
○	目標4 教育	学校や地域での料理教室、出前授業、米作りオーナー制、農家民泊を通して内外の多くの子ども達への地域に密着した食農教育・環境教育の場が提供できています
○	目標5 ジェンダー	老若男女を問わず町あげて活動に取り組んでいます
○	目標6 水・衛生	1,000万人を超える多くの人々の飲み水である琵琶湖の水質保全、生態系の保全に役立つ農業を皆が足並みを揃えて実践しています
	目標7 エネルギー	—
○	目標8 経済成長と雇用	地産地消の推進、地域に伝わる食文化の伝承、高齢者パワーの活用、付加価値の高い米作り、6次産業化の推進、都市住民との交流および企業・大学・農業高校との連携などの取組が地域の活性化と雇用機会増に繋がっています
○	目標9 インフラ、産業化、イノベーション	環境に配慮した農業を推進するとともに、農業用廃プラスチックの適切な処理に取り組んでいます
	目標10 不平等	—
○	目標11 持続可能な都市	住民にとって地域に愛着と誇りの持てるまちづくりへの取組になっています
○	目標12 持続可能な生産と消費	徹底した環境こだわり農業を皆で足並みを揃えて実践し、持続可能な生産と地域の生活環境の向上に務めています
○	目標13 気候変動	「環境こだわり米」の生産とあわせて稲作の中干し期間を通常より長くすることで、温室効果ガスであるメタン発生を抑制し、気候変動の影響の軽減を図ることができています
○	目標14 海洋資源	魚道の設置によってフナ・ナズナなどの稚魚を外來種の食害から守り、毎年水田で育った400万尾を超えるニゴロフナの子稚魚が琵琶湖に帰っていくなど、琵琶湖漁業資源の保全・保護・育成ができています
○	目標15 陸上資源	湖魚をはじめ多種多様な生き物の生育の場が提供できています
	目標16 平和	—
○	目標17 実施手段	企業、学校(小中高大学)、行政など多様な主体と連携しながら推進している「魚のゆりかご水田活動」は、日本農業遺産に認定され、世界農業遺産認定に向け申請されている「森・里・湖」に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」の主要な取組の一つとなっています

『田んぼダム』の取組による防災・減災活動

平地農業地域

【東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会】

のむらちようほたるかい(しがひけんひがしおうみし)
野村町穂たる会 (滋賀県東近江市)



【地区概要 (R3)】
・取組面積 40ha (田 39ha 畑 1ha)
・資源量
開水路・パイプライン 7.3km
農道 2.3km

主な構成員
自治会、老人クラブ、
婦人会、子ども会等
・交付金 約2百万円 (R2)

【農地維持支払
資源向上支払 (共同)】

・自然災害の防
減災・復旧

キーワード

○東近江市の西部に位置する野村町は、水稻を中心に麦や大豆の栽培が盛んな農村地域で、地域の中を八日市新川が流れている。
○本交付金には平成19年度から取り組んでおり、「農事組合法人野村町営農組合」が組織の中心となって活動を牽引している。
○本交付金の活動を通じて、地域住民の防災・減災に対する意識の向上が図られ、地域ぐるみで農地・農業用施設の適切な保全管理につながっている。

活動開始前の状況や課題

○近年、全国的に、台風・ゲリラ豪雨・集中豪雨等に伴う大小様々な災害が多発化しており、地域住民の防災・減災に対する意識が高まっていた。

○平成21年度に完了した経営体育成基盤整備事業により、ほ場の農区画化、用排水路・農道等の農業用施設の更新のほか、畦畔の補強や一筆排水口も整備され、農業生産性の向上や水田の雨水貯留機能の強化が図られた。

○これを契機に、活動組織内で話し合いを重ねた結果、排水調整板等の設置も導入し、水田の雨水貯留機能をより一層高め、下流域の洪水被害軽減に有効な『田んぼダム』の取組を開始することとした。

取組内容

○水田に設置されている一筆排水口7箇所/筆のうち1～2箇所には排水調整板を設置

○大雨時には水田の水位に応じて調整板を調整し、大雨後には現地での災害の有無等を巡回確認

○水田の雨水貯留機能を維持するためには畦畔の保全が重要であることから、グラントカバープランツを實施し、畦畔の適切な保全に努める。



【排水調整板設置状況】



取組の効果

○『田んぼダム』の実践により、洪水被害軽減効果を発揮するなど地域の安全安心の向上につながっている。

○グラントカバープランツの施工により、畦畔の適切な維持保全に加え、景観形成にも寄与している。

○異常気象時および事後の調整板操作や巡回点検における安全確保、また省力化を図るため、水位調整の自動化が可能な自動給水栓を設置するなど、ICT技術導入にもつながった。



【自動給水栓設置状況】

農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

平地農業地域

【近江八幡市農村まるごと広域協議会】

しらおうちようにおかい(しかげんおうちまはちまんし)
 白王町鳩の会 (滋賀県近江八幡市)



○本地域は、琵琶湖東岸に位置する水田地帯である。本活動組織は、集落営農組織と連携し、施設保全や環境保全、景観保全等を通じ地域や都市部との交流活動を実施している。

○権座（ごんざ）の視察、田植え体験、地産地消などの都市農村交流活動を通じ、地域資源や地域環境に関する意見交換を行うことで、地域住民の意識の向上に繋がっている。収穫感謝祭等のイベントも実施しており、年間延べ500人以上の参加者がある。

○また、地域において「自らの手で資源を保全する」という意識が高まり、また、地域で生産する農産物のブランド化や商品開発に成功する等、地域が活性化した。

キーワード

農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

【地区概要 (R3)】

- ・取組面積 59ha (田 56ha 畑 3ha)
 - ・資源量
開水路・パイプライン 11km
農道 5km
 - ・主な構成員
農業者、営農組合、自治会、女性会、子供会 等
 - ・交付金 約2百万円 (R2)
- 〔 農地維持支払
 資源向上支払 (共同) 〕

取組の効果

○「景観保全は農業振興の基本の上に成り立っている」意識が高まった。

○ 西の湖に浮かぶ「権座」の水田では、田舟を利用した稲作や景観保全等の活動を契機に、新たな酒米の生産と地酒生産の取組に発展し、さらに都市農村交流の場とし収穫感謝祭等へ繋がりが、地域振興・観光資源PRができ、地元のやる気に繋がった。

3月・10月のイベント 延べ500人/年
 田植え体験 延べ(親子)100人/年
 まちづくり・農業経営視察 延べ300人/年



地酒 と 収穫感謝祭

取組内容

○ 資源向上支払(共同)の活動により、権座地区で田植え体験やサツマイモの栽培などの学校など教育機関との地域交流事業を実施している。

○ 営農組合等と連携し学校など教育機関との連携のみならず、権座の視察や地産地消の屋食会、収穫感謝祭など都市部との交流活動を実施している。

○その他、農業経営などの視察団体を受け入れ、意見交流も実施している。



船で権座へ… 田植え体験

活動開始前の状況や課題

○ 本地域は、琵琶湖東岸に位置する水田地帯である。琵琶湖の内湖の1つである西の湖に浮かぶ島状の田「権座」も営農活動を続けている。

○ 本地域の水田の大半は、ほ場整備後15年経過し、施設の老朽化が進むとともに、農業者も高齢化し、これらの施設の保全管理に苦慮している。

○ また、西の湖や琵琶湖の保全のため、水質保全をはじめ環境に対する地域住民の意識の向上を図る必要があった。

○ このため、H19年から農地・水・環境保全向上対策の取組を開始し、地域ぐるみで水路等の保全管理と水質保全活動を実施。



白王町鳩の会
 権座(ごんざ)

構造改革の後押し等地域農業への貢献

平地農業地域

キーワード

構造改革の後押し等
地域農業への貢献

いまごうまるごとほぜんたい(しがけんこうかい)
今郷まるごと保全隊 (滋賀県甲賀市)



- 今郷まるごと保全隊は、本制度創設時の平成19年度から本交付金による取組を実施、平成23年度からは施設の長寿命化の活動も取り組み始める。
- 本地域の特徴として、里山を挟んで条件の異なる農地が広がっており、比較的傾斜が大きく、ほ場整備後40年が経過する3反区画のエリアと、担い手育成基盤整備事業により大区画ほ場に整備されたエリアとに分かれている。
- 大区画ほ場整備時期に合わせ集落営農組織が立ち上げられ、地域の担い手として位置付けられる方向性が定まった。

- 【地区概要(R3)】
- ・取組面積73.2ha(田72.3ha、畑0.9ha)
 - ・資源量
開水路・パイプライン 12.1km
農道 14.2km
 - ・主な構成員
農事組合法人、
自治会、子供会 等
 - ・交付金 約5百万円(R2)
- 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

活動開始前の状況や課題

- 地域には農業用施設を個人や地権者同士で管理する意識が根付いていない
- 集落営農組織の設立直後は大区画エリアを担い、順次、活動エリアを3反区画エリアへ拡大していく計画であった
- ただし、3反区画エリアは農業用施設の老朽化も顕著になってきており、営農に支障をきたす前に補修・更新を行う必要があった



取組内容

- 活動組織、集落営農組織など地域の各団体間の連携や情報共有が図られ、非農家の参画も含めた地域ぐるみの活動



- 資源向上支払(長寿命化)により、用水路1.2kmの補修・更新工事を実施、用水の安定供給を図る
- 活動当初より環境保全型農業にも取り組み、継続中

取組の効果

- 本活動をきっかけに、地域の施設、資源は地域で保全する意識が深まるとともに、地域の担い手である集落営農組織(現在、法人)との連携も強固なものとなった
- 営農組織の体制が安定したことにより、水口小学校の田んぼの学校の受け入れや、スマート農業の取組へと繋がっている
- 独自の地域活動団体の設立や、指定棚田地域としての活動など、本制度への取組が契機となり、地域資源を生かした地域活動が活発化、集落の将来について話し合う機会が増えた



公共用水域の水質保全活動に対する効果

平地農業地域

キーワード
滋賀県独自の
取組

しょうなかのこちいきかんきょうぼぜんかい(しがけんおうみはちまんし・ひがしおうみし)
小中之湖地域環境保全会 (滋賀県近江八幡市・東近江市)

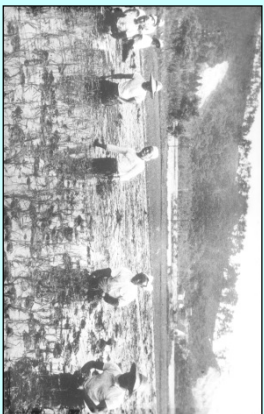


- 平成19年4月より農地・水・環境の良好な保全と質的向上をはかるため、琵琶湖と共生する「持続可能な農業・農村」の実現に向け活動がスタートした。
- 当初、ほ場の整備状況や行政区の違いから2組織で活動を開始したが平成24年度より組織化され一本化して取り組むこととなった。
- 水質浄化池の機能維持活動の参加者は自治会の行事として取り組む地域もあり今後も継続的に活動していける体制作りができている。

- 【地区概要(R3)】
- ・取組面積 251ha(田242ha 畑9ha)
- ・資源量
開水路・パイプライン 72km
農道 27km
- ・主な構成員
自治会、農業者、
老人会、子供会、等
- ・交付金 約10百万円(R2)
- ・農地維持支払
資源向上支払(共同)

活動開始前の状況や課題

○当地域は戦中に干拓された地区で、物資のない時代なので築堤で締め切り排水後、腰まで泥水に浸かりながら田植えをした。その後、徐々に整備され昭和26年に圃場らしくなった。



○昭和の終わりから平成にかけて大区画の圃場整備事業が行われ排水路も深くなった。しかし干拓地なので腐植土の浮遊物が多く排水と一緒に流れるので、回遊しながら沈殿をさせて外湖に排水する水質浄化池が築造された。

取組内容

○水質浄化池周辺の草刈り、ヨシ刈り



○水質浄化池の浚渫



○生きものの観察会、カラス員の生育調査



取組の効果

【池の維持管理活動】

○草刈りを年4～5回実施することにより、景観および環境整備が充実している。

↓
親水公園としても活用され、ボーイスカウトなどいろんな活動にも利用されている。

○ヨシ刈り・ヨシ焼きを毎年実施することにより、質のいいヨシに育ってきている。

↓
刈ったヨシは地域の祭り行事に活用され、池のヨシは浄化作用として群生している。

○浚渫作業を毎年実施。

↓
池に水を通すことにより毎年大量の沈殿浄化によるヘドロが溜まっている。浚渫によって池の機能が保たれている。